

農政商工観光委員会会議録

日時 平成21年3月5日（木） 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後4時42分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 木村富貴子
副委員長 望月 勝
委員 中村 正則 森屋 宏 保延 実 渡辺 英機
竹越 久高 丹澤 和平 小越 智子 内田 健

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

農政部長 遠藤 順也 農政次長 笹本 英一 農政部技監 矢野 一男
農政部技監 石川 幸三 農政総務課長 山本 一 指導検査室長 望月 剛
農村振興課長 横田 達夫 果樹食品流通課長 齋藤 辰哉
畜産課長 渡辺 富好 花き農水産課長 赤池 栄夫 農業技術課長 西島 隆
耕地課長 加藤 啓

議題（付託案件）

第24号 山梨県立農業大学校の設置及び管理に関する条例廃止等の件

第45号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

（調査依頼案件）

第25号 平成21年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの

第30号 平成21年度山梨県農業改良資金特別会計補正予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案のとおり賛成すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、農政部、企業局、商工労働部・労働委員会、観光部の順に行うこととし、午前10時09分から午後4時42分まで（その間、午前11時54分から午後1時02分まで及び午後2時50分から3時13分まで休憩をはさんだ）農政部関係の審査を行った。
企業局関係、商工労働部・労働委員会関係及び観光部関係については、引き続き6日に審査を行うこととした。

主な質疑等 農政部関係

第25号 平成21年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

（企業の農業展開対策事業について）

竹越委員

今回の、次年度の農政部の予算の中で最も注目されるのは、特に果樹を中心とした農産物の販売戦略の重点的な取り組みと、もう一つが、部長からも説明がありましたが、農業への企業参入があちこちに出てまいりました。ここは大変注目される場所だと思っております。それで、企業の経営と言われるとおり、企業の農業参入というところが大変注目されると思っておりますので、その辺を中心に幾つかお伺いしたいと思います。

当初予算概要のほうでは、企業の農業展開対策事業として、農村振興課、農業技術課、耕地課の事業がまとめて表示されており、これは大変わかりやすいんですが、課別説明書ですと、あちこちばらばらになってしまってちょっと見にくくなっていますけれども、今年度新規で企業の農業推進事業費というものが計上されました。農業の状況は遊休農地などがいっぱいある。したがって、また企業が参入して有効に活用していただくことは大変いいことだと思っておりますが、私もちょっと認識不足であります。こんな経済状況もあって、企業の農業への参入意欲というのか、そういう動向が現状どうなのかという点についてまずお伺いをしたいと思います。

西島農業技術課長 企業の農業参入につきまして、今まで企業が農業に参入した事例というのは、現在までに23事例でございます。そういう中で、ワイナリーの醸造用ブドウをつくるとか、あるいは建設業の人が施設でトマトをつくるとか、そういう形での参入が増えております。ことあたりは、企業参入の問い合わせが非常に多いという状況でございます。

竹越委員

もう少し。問い合わせというのは、その内容を幾つか具体的に教えてください。企業名はともかく、どういう業種とか、そんなのも含めて教えてください。

西島農業技術課長 本年の相談件数は、3月いっぱいまで延べ30件ほどの相談がありまして、昨年よりかなり増えている状況。それから、相談に来ている企業の業種は、建設業の関係が一番多くて全体の3分の1ぐらいが建設業でございます。それから、食品関連の企業。中にはIT関連の企業とか、人材派遣業なんかも相談に訪れております。

竹越委員

建設業の他業種への転換については、政策的に推進しておりますが、それはそれなりにわかるのでありますが、また食品関連の企業が農業生産のほうまで手を出す、これも何となくわかるのですが、今のITとか人材派遣みたいな話ですね、もう少し内容を、言えるところまで結構ですから、どのような意図で農業参入しようなんて相談があったのか。いかがでしょうか。

西島農業技術課長 企業としては、新たな可能性、ビジネスチャンスというのを見ながら、多分

にチャレンジもあると思いますけれども、そういうふうな形でまず相談には見えております。なかなか相談に見えたから具体的に結びつくという事例は、相談に乗りながらさらに検討していくというような形での相談にも乗っておりますけれども、先ほど申し上げましたITの関係の企業は、既に北巨摩のほうにそういう農業で入っていこうということで具体的に相談を進めているようです。

竹越委員

それはこれまで相談があって、現状、農業参入をそれなりに推進されているということですが、新たにまた新年度は、事業を設けながら、さらに促進をするということでもあります。この中には企業に訪問をしてということもあるわけで、もう少しここで取り組もうとしている内容について、さらに踏み込んでということだと思います。その意欲も含めて、内容についてもう少しご説明ください。

西島農業技術課長

企業の農業参入というのは、我々農政サイドから見ても、非常に担い手が減少していく中で多様な担い手の1つとして農地の有効利用を図れるとか、企業を持つ経済力、人材の持っているいろんなノウハウを、新たな血として農村地帯に発揮してもらえれば、農村地帯でも新しい意欲とか刺激になるのではないかという意味で、企業の農業参入を推進するわけでございます。

こうした企業に対して、本年度、農業技術課で計上してあるのは40万円というような事業費でありますけれども、県内外の農業参入に関心のある企業に対しまして、まず企業訪問などを行って企業のニーズを把握したり、それから農地確保の方法だとか、あるいは企業が入ってくるような場合には、すぐやりますというわけにいきませんので、農業生産法人を設立する方法だとか、あるいは具体的な参入、希望に合わせた参入交付金はどういうものがあるとか、あるいは作物はどんなものかを考えてどういうほうがいいのかで、そういうふうな相談にマンパワーでまず当たりたいという考えでございまして、そういう中で、今まで参入して成功したような事例を、企業の参入促進セミナーというような格好で情報提供したり、それから、市町村から企業参入に必要な農地のデータでありますとか、そういうもろもろのデータ集めをしながら企業に提供していく。そして、地域の農業者と企業とのマッチングをしたり、そんな活動しながら企業が農業参入するハードルを少しでも低くしていくということのような活動をしていきたいと考えています。

竹越委員

企業のほうからいろいろ相談があるのはわかりました。企業訪問をされてということではありますが、既にされているような話も若干聞いておりますが、どういうふうな企業を 企業といってもいっぱいあるわけだから、どんなふうなところに訪問をして、その感触がどんなものかということをご報告いただければと思います。

西島農業技術課長

今まで企業の農業参入については、私どもの農業技術課が窓口として対応しておりましたし、それからまた、耕地課のほうでは、いろいろな農地の有効利用という面で企業の対応をしたり、助太刀をしていったわけですが、先ほど申し上げましたように、幾つかの企業は、既に北巨摩方面に農業参入したいということで法人設立の準備をしたり、あるいはもう既にそういう人を予定しながら準備を進めているということで、会員制のゴルフ場を運営しているような企業だとか、食品関係の企業もありますし、健康食品の企業なんかも検討しているというような状況でございます。

竹越委員 後ほどハードの整備のことについてもお聞きしますが、そうやって参入していただく企業を発掘というか、そういう努力はよくわかったんですが、一方で、受け入れ体制というのか、これも一方で参入してくる企業が幾つかあったり、受け入れるところをストック、幾つも候補があると事業が進展しやすいのかなと思いますが、受け入れ体制の整備についてはどんな取り組みをされているのか。

西島農業技術課長 企業参入をこちらのほうが積極的に働きかけることについては、今申し上げましたようなそれぞれのところで事業を持っておりますけれども、その体制としても、今までの担い手担当というところに新たな企業の参入を働きかけるスタッフを設けまして、人的にも体制を整えながら、それから参入のためのソフトの支援でございますけれども、特に技術面とか経営面での支援が必要ではないかということが想像されますので、普及センターの職員、経営面での継続的な支援ができるような体制で来年度から臨んでいきたいと考えております。

竹越委員 わかりました。それで、当然、耕地課のほうの所管の中では、来年度、モデル事業の補助金5,000万円が計上されているわけですが、この予定される実施事業の内容について説明願います。

加藤耕地課長 明年度のモデル事業の実施予定地区をとということでございますが、幾つか候補地は今挙がってきてございます。まだはっきり委員の方々にご報告できるような状況ではございませんが、今の段階におきましては8カ所、8業者ぐらいからそういう話が来てございます。

竹越委員 8カ所だから8企業というのか、事業体というのか、その企業の概要などがもし発表といたしますか、細かいところはいいですよ。企業名ではなくて、どういうふうな内容のところか挙げられているのかという点について説明願います。

加藤耕地課長 先ほど西島課長のほうからも話がありましたように、先ほど言った8カ所ぐらい要望箇所があるという中におきましては、健康食品の会社、そして建設業者が2社くらい、また現在、農業生産法人として活動している人たちが合体して新たな農業生産法人をとというような格好での参加を考えている人たちもいるというようなことでございます。

（企業等農業参入支援推進事業費について）

竹越委員 もう一つ事業で、課別説明書の8ページに、企業等農業参入支援推進事業費が載っておりますが、さっきの耕地課のお話も基盤整備の話、これも圃場整備ということで基盤整備の話なんですけど、この内容についてご説明願います。

横田農村振興課長 この企業等農業参入支援推進事業費ですけれども、これは特定法人貸付事業ということで、市町村の基本構想に従いまして、株式会社だとかNPO法人などの特定法人に対して農地の貸し付けを行うということができませんので、それを利用して企業等に農地を紹介して企業の農業参入を図ると。そのために簡易的な基盤整備を行う事業です。先ほどの耕地課の事業に比べ、若干規模が小さいという点が違うところです。耕地課のほうは1ヘクタール以上とちょっと大規模ですけれども、こちらのほうは簡易な基盤整備を行うというようなもので

あります。

竹越委員

大変注目しておりますが、せっかく参入されてきて、それが永続するということが大変大事なことだと思っております。遊休農地というのがあちこち、筆はきっとたくさんあるんだろうと思うのですが、それも圃場整備などをしながら使いやすくする。当面、所有権を持たずに借地でやるのかなとも思うんですけれども、できれば、永続という意味では、土地を持ってもらって、経営体もしっかりやって、長く続くことに大変期待されると思うんですが、そういう意味での対応というのか、指導というのか、取り組みについて考え方を願います。

西島農業技術課長

農業技術課、普及センターの関係は、そうした、参入した企業が1日も早く経営として安定して、さらにまた発展できるようにということで、技術的な支援を行っていきたく思っています。特に参入する企業は、農業生産法人のような形態をとる企業が多くて、そうしないと農地が借りられないわけです。農業生産法人ということになりますと、参入した企業の出身はともかくとしても、農業者の1人でございますので、分け隔てなく全面的なバックアップをしていきたいと考えております。

（クライנגアルテンについて）

内田委員

それでは、何点が質問させていただきます。まず、ページで言うと、多分7ページだと思うんですけれども、北杜ですとか、あるいは旧敷島 今の甲斐市、それから我々の南アルプス市と、いわゆるクライנגアルテンという名前で、中山間地の整備事業だとか、あるいはここで言うと山村振興等農林漁業対策事業というような名目で幾つかの取り組みをしてきているんだけれども、私の理解だと、クライングアルテンというもの自体はドイツが発祥の地で、多分、農業振興のためなんかじゃないと思うんだけれども、日本だと、特に山梨県の場合は農業振興というものが先にあって、その中へどうしてもそれを位置づけようというものがあるような気がして、私は全然考え方が違うんだけれども、そういう中で、今、南アルプス市ではまだ工事をやっているのかな。1期の工事を多分やっていますよね。戸数からして、あるいは私の知り合いの工務店なんかも行っつつくっているんですけれども、総事業費を戸数で割ると1戸当たりどのくらいの金額になりますか。これはすぐ出せると思うんだけど。それだけまず聞かせてください。

横田農村振興課長

すべて含んだ総事業費 建設事業費から推進事業費までを割り戻しまして、今、計画では30戸になっておりますので、戸で割りますと2,000万円ぐらいだと思います。ただ、その中に摘み取り園の2ヘクタールの造成だとか、そういうことも含まれておりますので一概には言えませんけれども。

内田委員

大まかで多分、私もそのくらいじゃないかと思ったんだけれども。それで、1戸の建物の坪数は何坪ですか。

横田農村振興課長

30坪なんてないかもしれませんが。すみません、数値を持っていません。

内田委員

私も、旧敷島町のところも行って見てきていますけれども、建坪、平屋だから30坪はないと思うんだけれども、多分、1戸の菜園までを入れて、多分、私が見た感じでは60坪とか70坪ぐらいじゃないかと思うんです。建坪は、

間取りでいっても、ふろがあって、トイレがあって、キッチンがあって、それ以外に1間あるだけですよね。だから、多分30坪まではないと思いますよ。仮に20坪とすると、我々の感覚で、家を建てるのに、これだと坪で100万円ぐらいかかるという計算ですよね。これはこっちへ置いておきましょう。そういう中で、農業振興に資するというのが一番大きい目的だと思いますか。

横田農村振興課長 クラインガルテンはその都市の住民の方々を呼び込む。それで、そこで体験をしていただいて、次には定住だとか、最後にはその地域に定着してもらうというような目的が1つあります。さらに、その地域の方々と一緒にになってその地域の活性化を図っていくという側面もあるかと思います。ちなみに、敷島のクラインガルテンでは、協定を結びまして、地域の方とお助け農園みたいな格好で農業体験を推進していったり、開園祭とか閉園祭といったイベントを通じまして地域の方々と触れ合いをしているということを知っています。

内田委員 聞いたことに答えてください。私は農業振興というものが一番大きい目的の中にあるかということを知っている。課長の、自分が考えている、そうだとか、そうじゃありませんよということを知りたいの。

横田農村振興課長 側面的には農業振興というものは、そこで生産しているの方々と触れ合いとかそういうことを通じましてあるかと思いますが、主には農村の振興だと思います。

内田委員 これ、議論すると長くなるから切り上げますけれども、農業振興じゃなくて農村振興ということですね。そうすると、農業振興と農村振興は違うんだということを説明してもらわないと。私の中では農業振興も農村振興も同じような感じにいるんだけど、多分見たことないと思うけれども、本場のドイツへ行ってみると違うんですよ。要するに、大体、我々のような中山間地にクラインガルテンがあるんじゃないんですよ、本もと。ほんとうの1坪農場という意味なんです。だから、農業振興とかということとは全くかけ離れたものもななんです。それが日本へ入ってきたときに、多分、理解の中で、農村の、要するに遊休農地がたくさん出てしまったと。そういうものにブレーキをかけるために農村振興というものが前面に出てきたんじゃないかなと、私は思うんです。どうしてこんなことを言うかということ、我々の地元では、クラインガルテンというのは、農業政策の中の一番最初に出てきますよ。それが農業振興だと言うから、私は、いや、それはちょっと違うんじゃないかなということで、皆さんと議論しようと思ったんです。そこで、さっきはつきり金額も出てこなかったんだけど、非常に多額なお金 これは国のお金であろうが何であろうか、とにかく税金なんです。税金を投入してある事業をやろうと言っているときに、我々の地元では、多分第2期というのがあって、今、戸数が30戸で、次もおそらく同じくらいですかね。今やっているのが旧櫛形町、それから次にやるのが、多分、旧で言うと甲西町だと思うんだけど、隣接しているような地域でやるわけですよ。猿が出る地域で、多分、都会の人たちが来て物をつくっても、猿にやられてしまうんじゃないかというようなところでやるんだけど、クラインガルテンというものの自体、北杜市でやって、旧で言うと高根町ですよ。それから、旧敷島町、そして我々のエリアへ来て、ほかのところに波及していく。要するに補助金を使えるんですから、その補助金を使っていくということになるんだけど、さっき課長の答弁の中で、いずれは定住を、とかということ、たしか言われましたよね。だけど、あそこに入

ってくる人の年齢を見れば、実際は、我々みたいな、企業をリタイヤした人とかが入ってきているんです。ご夫婦で入ってきているかどうかわからないけれども、とにかくそういう年齢層の人たちが来て、住民票とかは移せないから、今はもちろん定住なんかできないんだけれども、ほんとうに将来その人たちが定住するとかということを考えているんですか。

横田農村振興課長 即定住というわけにはまいりませんが、おそらく敷島のクラインガルテンと同様に、5年間をめぐりに更新するというような格好になると思います。私は、自分自身はさらに契約を更改しないで別な人にしたほうがベターだと思っております。というのは、そういう体験を多くの方々にしていただくというのもクラインガルテンの目的ではないかと思っておりますので、1人に対してずっと永続的にやるのではなくて、体験を多くしていただくと。それによってもっとそこに魅力を感じてその地域と仲よくなった方には、別なところで定住していくというようなことを申し上げたいと思っております。

内田委員 これは、要望というか、私はほんとうにそのように思っているんだけれども、今後、多分、いろんな地域で名乗りを挙げてくる事業の中でそういうところが出てくる。ということは、表向きは遊休農地が出てきて困ると。あるいはさっき言った耕作放棄地が出てきて困るとかということと、多分、リンクしていくのだと思うけれども、そういう中で、例えば高根はもうかなり年数がたっていますよね。あるいは敷島もある程度の年数がたちましたよね。そうしたら、例えば5年とか10年とか、そういう区切りの部分で、一体、農村振興にどのくらい、先ほど、課長は農村振興と言われたから農村振興でいいでしょう、そういうものの中で、具体的に5年たってみたらこうだというものを出してもらいたいんです。そうすると、これがある意味では説明責任であって、お金を投入した。例えば7億円も8億円も投入して30戸建てましたと。5年たってみたらこうですよというものを、私は出すべきだと思うんです。そういうものがないから、言葉の上では農業振興、農村振興ということ盛んに言っているけれども、ほんとうにそういうものに資しているのかどうかということ、私は、これからは、出してもらいたいと思います。今までやってきたところも含めて、我々のエリアももちろんそうですよ。きちっとしたデータみたいなものを出してもらいたいと思います。これは要望ですからいいです。

（農業大学校改築費について）

それで、次に、これはちょっと長くなるかもしれませんが、この前の補正のときの委員会の続きみたいになるんですけども、農業大学校の改築についてです。まず、私もいろんな資料を取り寄せてみて、農業大学校の歴史といますか、前身みたいなものを調べてみたんですけども、この前の議論ですと、たしか耐震性がなくて50年ぐらい経過していると。その中で、農業大学校というのは、一体、どういう変遷を経てきているのか。もともと長坂にあったんじゃないと思いますよ。ある場所であって、移転して、また移転してということ繰り返してきていると思うんですけども。そういう中で、どうしてこんな議論をするかということ、まさに今改築するときだから、私は移転したほうがいいんじゃないかという考えを持っているから聞くんですけれども。沿革についてまず教えてください。

西島農業技術課長 農業大学校の前身はというか、非常に古く明治までさかのぼって県立農事講習所という農林教育の場にまでいくんでしょうけれども、戦後の農業講習所、

あるいは蚕業講習所、それから……。

内田委員 それはどこですか、スタート場所は。

西島農業技術課長 農業講習所は、甲府の、今、県立美術館が建っています貢川のところ。それから、蚕業講習所は双葉の農業試験場のところ。それから、伝習農場とか農民研修所といったところが長坂にございまして、それから果樹試験場研究生という形で今まで来たのが、山梨市の果樹試験場で勉強していたと。それが、昭和45年に甲府を本場として、その4カ所を分教場として成立してきたという歴史があります。

内田委員 そうしますと、戦後の ほんとうはもっと前にさかのぼるんですけども、戦後から見るとスタートは甲府だったということですよ。今の貢川の辺ですよ。そういうことですね。そして、分教場みたいなものが長坂だとか、あるいは双葉だとか、あるいは今の山梨市ですよ。あそこにあったということだと思う。そして、では、長坂に移ったのはいつですか。その前に双葉に移るのかな。

西島農業技術課長 45年のときには、今まで講習所とか、蚕業講習所とか、伝習農場とか、全然、コンセプトも、教育方針も違うものがばらばらにありました。それを、昭和45年に、農業大学校ということで1つの学校にくくりました。そのときはばらばらにはやっていたんだけど、甲府の貢川が本校と。それから、48年に、双葉に農業試験場が移りましたので、そこを1つの教場として、48年に農業大学校の本校を双葉に移転したわけでございます。45年からどういうふうに講義をしていたかといいますと、それぞればらばらな教育方針でやっていたんですけども、45年のときからは、本校が甲府にあたり双葉にあたりするんですけども、1年生だけは全員長坂で1年間寮生活をして、それから2年生になったらそれぞれの教場に行くというようなやり方で教育しております。

内田委員 ちょっと今のはわからないんですけども、1年生だけ長坂というのは、長坂に寮があったからということなんですか。それから、甲府から双葉へ移ったのはわかりました。試験場が双葉へ移ったから、それに伴って移ったということ。今度は、双葉からまた長坂へ移るわけでしょう。その長坂へ移った理由は何ですか。

西島農業技術課長 先ほど申しあげましたように、それぞれの講習所が45年に1つになったわけですけども、当時、国は農業後継者の確保・育成ということで、山梨県は指導者養成もしていたり、農民教育もしていたんですけども、国は農民教育をやることに対して助成してくれていたわけですし、自営者を養成する施設がないと補助対象としないというような厳しい状況がありまして、国の制度改正に合わせて、その後、59年に長坂へ行ったわけですけども、45年の当時には、あの周辺に、非常に施設を充実するのにそういう用地があったため、それでまた、農家教育にも適当だから移ったと承知しております。

内田委員 わからない、その説明だと。そういうのをいいかげんな説明というんだけどね。何でこんなことを聞くかということ、この前も議論したんだけど、要するに、学校の生徒をそこに一堂に会して、そこでまさに実習みたいなことをや

るわけでしょう。そうすると、我々みたいな農業をやってきた人から見ると、農業の適地というのがあるんですよ。物をつくるにはどこがいいかというのがあるわけです。そういうものが一番の理由だったらいいですよ。でも、そうじゃなくて、たまたま土地が空いてたからとか、あるいは国の補助金が、それではなければおられないからだとかというのは、二次的な理由なんですよ。わかりますか。だから、大体、そういうものに引っ張られた中では、山梨県の将来の農業なんて託せないということなんですよ。そんなことによってあっちへ行ったりこっちへ行ったりするところに農業の本質はないでしょう。それを言っているんですよ。この前のとき、私は資料が足りなかったからだけれども、今度は資料を持ってきているから、いいかげんな説明はだめですよ。双葉から長坂へ移った理由。そうしないと、長坂というものの意味がないんですよ。何で長坂へ移ったのか。

西島農業技術課長 寮そのものが長坂に伝習場としてありまして、農業大学校として整備していくにも、そういう全寮制が条件だったから、それとまた、周辺の状況もよかったので向こうへ移ったわけです。それで、教育の場としてあそこを整備したわけですけれども、研究機関というものではありませんので、あそここのところは、そういう意味で、国の補助も受けながら施設を充実できるということで、当時あちらに移りながら教育をしてきた。ご指摘のように、あそこは場所として、と言いますけれども、研究機関であれば、そういう場所的なことも、研究機関としての場所の選択というのはあったと思いますけれども、教育機関としての場所の選択としては妥当ではなかったかと思っております。

内田委員 説明の中で、全寮制が条件と。寮へ入らなきゃいけないとかというのは、ほんとうにそうなんですか。私は、山梨県の全体を見たときに、例えば高校を卒業した人が通学をするということだってあるわけです。学校はどこがいいかというのは、特に農業の関係だから、物をつくるのに一番いいところにつくるのが、だれが考えてもそうでしょう。そうじゃないですか。それを、伝習場のころから寮があったからそこへ行ったんだとかというのは副次的な理由であって、そういう副次的な理由によって、もしそのような移転がされたのであれば、私は、この際、それを戻すのも山梨県のためにはいいんじゃないかなと思っっているんです。だからこういう質問をしているんです。わかりました。移転についてはきちっとした理由はないということで。我々が考えているような、将来の山梨の農業振興のための理由なんていうのはないわけですよ。

そこで、あその全体の面積、長坂の農業大学校の全体の面積は約何ヘクタールですか。農場だけね。

西島農業技術課長 今、全体の面積の話ですけれども、その前にちょっとつけ加えさせていただきたいと思いますが、正確な理由がないという今のお話でしたけれども、当時、農水省も、農家の教育のためには教師も生徒も一緒に寝泊まりしながら勉強する。特に農業の場合には、早朝の仕事だとか、夕方遅いことまでありまして、そういう勉強の仕方を国も奨励していたのでそういうふうに言ったわけです。学生教育という面であそこに移ることは、全く妥当ではなかったかと、先ほど申し上げました。

内田委員 そこまででいい？ ちょっと、1つそれで質問させて。それだけ言うんだしたら、私のところへ、その当時の農水省のそういう見解がわかるようなものを出してください。課長から聞いたのではわからないから。農水省が、確かに、

45年当時に、教える人と教わる人が同じところに寝泊まりしたほうが農業はうまくできるというものがあるのだったら、私のところへ出してください。

西島農業技術課長 古い話になってしまいますので……。

内田委員 古くてもいいよ。古くても資料があったら、後できちっと出して。

西島農業技術課長 では、先ほどの先生のご質問の、農場の面積ですけれども、3.6ヘクタール。全体の面積が10.2ヘクタールでございます。

内田委員 3.6ヘクタールということは3万6,000平米ということですよ。そこで、まさにこの間問題にした山梨園芸高校の面積はどのくらいですか。

西島農業技術課長 3.2か3ヘクタールのような記憶でございます。定かではありません。私の記憶ではそのくらい。ほぼ同じくらいじゃないかと。

内田委員 農場の面積は3.6ヘクタールですよ。全く同じ。

そこで、これから本論に入るんだけれども、改築をする。まさに、経過を見れば、甲府にあったものが双葉へ行って、双葉から長坂へ移っていったわけでしょう。そうすると、そういう変遷を見ていくと、農業大学校そのもののあり方、特に今後のあり方を議論して改築を考えたほうがいいんじゃないですか。私は絶対にそう思います。それを根底にして改築をどうすべきかということを考えてほうがいいと思うんだけれども、それについてどうですか。

西島農業技術課長 農業大学校につきましては、非常に老朽化しているということもありまして、それから高校生の学生のニーズが変わってきているということもありまして、18年から農大のあり方検討会という中で農大がどうあるべきかという議論をしていて、そして、いわゆる生産から流通まで、ビジネス全体を今の農家が1人の経営者として、あるいは指導者として自立できるように、そういう教育方針で新たに学生のニーズに合わせて再編したらいいんじゃないかということで専門学校化して、昨年4月からオープンしてきております。それは、そういう学生のニーズに合わせて教育内容をするということでありまして、既に農業大学校そのものがそういう従来の教育方針にかたて加えて実践的な実施をやっていくというようなことで充実していくということで、私どもは、特に教育内容に支障があってとは考えておりませんで、さらに充実するという前向きな姿勢で専門学校化したものであります。

内田委員 私も、長坂のそこへは、ことは行っていませんけれども、去年、あるいはその前の年、さらに前の年ぐらいに何回か行っているんだけれども、いろんな時期に行きましたけれども、私は自分自身がもう25年ぐらい農業をやってきました。果樹の栽培もして野菜もつくった。そういう中で、私がもし高校を卒業して農業をやろうという気になって、行くとしたら、やっぱり嫌だなと思うんです。だから、私は今まさに、長坂というあの場所にある農業大学校そのものを、通学にも便利、物をつくるにも一番適地なところに移したほうが私はいいと思っているわけです。そして、たまたまそういう中で、峡東地域で今度は、学校の統合に、たしか33億円くらいかけますよね、そういう大事業をやって空くわけじゃないですか。それで今も、まさに答弁してもらったとおり、3.6ヘクタールで同じ面積があるんです。そういうものを利用しない手はないな

と。これは普通の県民の感覚として思いますよ。だから、やっぱりその議論からしていくべきじゃないかと思うんです。私は、できれば特別委員会みたいなものをつくってもいいんじゃないかというぐらい思っているんです。そのくらい重要な問題じゃないかなと思っているんです。だけど、先ほどの、後で資料を出しますよとかと言っていたけれども、その当時は国家が、農水省が教える人と教わる人が同じところへ寝泊まりしたほうがいいと、そういうことがあったからそこに移したと言うんだけれども、私は、もしそうであったとしても、時代の変遷の中で今みたいな時代になったときに、そこに固執することはないと思うんです。そういうふうに思いませんか。私がここでこの議論を重ねても、多分同じ答弁が返ってきて先へ進まないような気もするんです。

それともう一つは、農業大学の定数というのが、たしか今40人ぐらいでしょう。

西島農業技術課長 今、定数は30名。それから、職業訓練科が40名でございます。専攻科が若干名という形で、ことしも5名の学生がおります。

内田委員 すみません、間違えました。40人というのは園芸高校ですね。園芸のほうで40人で、これは1学年ですよ。40人で3.6ヘクタールの農場を使っているんだから、私が一県民として考えたら、やっぱり園芸高校のあの敷地、そして建物を利用して、そこへ移転したほうがいろんな意味で県費を有効に使えるんじゃないかなと思うんです。例えばこれを県民に知らしめたら、多分そういう議論が盛り上がってきますよ。間違いはないですよ。資料で見ますと、園芸高校のほうも、差し当たって耐震化をしなければならぬ建物は3つぐらいしかないんですよ。それ以外はその必要もないという建物が多いんです。そうすると、費用対効果だとかいろんなことをトータルすると、はるかにそのほうが山梨県のためにも、そして県民のためにもなるんじゃないですかということなんです。そういう議論をどうですか、1回戻してスタートからやり直したほうがいいですよ。急ぐことはないでしょう。

西島農業技術課長 今回の農業大学の建てかえといいますけれども、ほんとうに老朽化した、職員室とか教室がある本館と、教室として使用しているプレハブの建物だけを取りかえる。延べ床面積で見たら、全体の4分の1ぐらいの建てかえでございます。これ以外の、講堂だとか実験室がある校舎棟だとか、学生寮になっている研修棟だとか、体育館などは引き続き現有的ものを使いますし、農業機械の格納庫だとか、倉庫だとか、温室だとか、そうした関連施設も当然でございます。農業大学を現在地以外のところに移転するというようなことを考えたときには、それらの教室だとか、職員室だとか、あるいは実習に必要な圃場など、今申しあげました関連施設を確保しなければいけないということがございます。先ほど委員ご指摘の、峡東での総合制高校の設置に伴う園芸高校の跡地というものは、内部の中では私どもも承知しておりましたし、教育委員会ともそういう意見の交換はしてきたわけでございます。そういう圃場は使えないのか、あるいは教室は使えないのかという意見交換もあったわけですが、最終的には峡東地域に該当する総合制高校というのは農業科2科、果樹園芸科と食品化学科を設置して、その実習圃場として、園芸高校の圃場等関連施設を引き続き使用する。また、教室についても引き続き使うということをお願いして、農業大学が旧園芸高校の跡地に移転するというのは困難、そういうふうに承知をしたわけでございます。仮に園芸高校に農業大学が移転するというのを検討する場合には、必要な圃場だとか、関連施設を確保しな

ければならないということもございまして、これらの点を我々も事務的に非常に検討した結果、今のところで本館を速やかに建てていくことが適当ではないかと判断した次第であります。

内田委員

園芸高校というか、教育委員会ですね。園芸高校というよりも教育委員会と意見交換をしてそういう結論になったというんだけど、多分、今の答弁の内容だと、農業技術課の中にそういう考えがもともとないんだから、いくら意見交換をしようが何をしようが、行き着く結論は同じなんですよ。だから、私が言っているのはそうじゃないんです。ただただ改築をするということではなくて、今までの農業大学のたどってきた変遷の中で双葉から長坂へ移ったわけでしょう。そのときの理由も、私にとってみると非常にあいまいな理由なんですよね。ここがまさに、改築するときが、そういうことを考えるときなんです。改築をするというんだから、これからの山梨の農業を背負って立つ人を教育する場としてふさわしいのかどうかという議論からスタートしたほうがいいんじゃないかということなんです。それはやってないですよ。そんな議論をしているわけがないですよ。そういう議論をしましたと言うかもしれないけれども、多分やってないと思うんです。そういう意味で、私が言わんとしているのは、1回もとに戻しましょうよということを行っているんです。まだ取り壊したわけじゃないじゃないですか。とりあえず、この当初予算に盛った8,800万円は取り壊し費用でしょう。補正で載っていたのが幾らでしたっけ。

西島農業技術課長 補正で計上したのは2,300万円でございます。

内田委員

この2,300万円プラス8,800万円、約1億1,000万円ぐらいですか、これは設計と取り壊しなんでしょう。実際の費用は10億円ぐらいかかるんじゃないですか。

西島農業技術課長

校舎棟ですから、直近で整備したいところの平米単価を考えると、とても10億円などという金額ではございません。

内田委員

とても10億円じゃないとはどういうこと？

西島農業技術課長

おおむね6億円余だと思います。事業費は、今年度の解体費用が3,800万ほど。それから、建てかえる前の電気や水道なんかの切り直し工事にも1,300万円ほどかかりますし、解体に2,500万円ほどかかります。

西島農業技術課長

トータルでは、6億2,400万円ほどではないかと思えます。

内田委員

ということは、この1億1,000万円を除くから、建物は5億円ぐらいでできるということだね。

西島農業技術課長

いや、全部あわせてでございます。設計から全部あわせて。トータルでそのぐらいを見込んでおります。

内田委員

要するに私が言っているのは、設計から引っ越しから取り壊しから全部入れてどのぐらいかかるのかと聞いているのであって、それが6億2,000万円ということは、この部分を引くと5億円ぐらいでできるということですよ。

西島農業技術課長 建設工事は4億3,600万円～4億3,700万円くらいかと思います。

内田委員 大体金額が出てきたからいいんだけども、鉄筋の建物を取り壊すとすると、その間、とりあえず何か必要なんだから、そういうものも入れてということでしょう。

西島農業技術課長 先ほど申しあげました6億4,000万円というのは、全部を入れるとそのくらいが見込まれるということです。もともと、鉄筋なんていうものじゃなくて、耐震補強もなかなか難しいというような、ほんとうにブロックも使ったような建物でして、それらの解体工事におおむね3,800万円くらいかかるかと思うんですけども、それから設計料も、仮設校舎の建設費も入れて、トータルでそのくらいが見込まれると。非常に予算も厳しいときですので、このくらい、しかも早期に建てかえる必要もあるということから、私どもは、それが妥当ではないかと判断をいたしました。

内田委員 これ以上議論しても多分平行線をたどるからいいです。あとは予算特別委員会もありますから、そちらで知事のお考えを直接聞きますからいいでしょう。

（ 休 憩 ）

（果樹王国やまなし輸出戦略事業費について）

内田委員 それでは、先ほどのは一応切りにしましたけれども、幾つか聞きたいことがあるので。

まず13ページ。これは丸新だと思っただけけれども、輸出戦略推進事業費。その下のところに、補助先として県果実輸出促進協議会というのが3つくらい並んでいるんだけど、これはどういう組織ですか。教えてください。

齋藤果樹食品流通課長

県果実輸出促進協議会につきましては、県農政部と農業団体ということで、全農山梨県本部。あと、県内の主要農協が構成になっております。

内田委員 これは、多分かなり前に設立されていると思っただけけれども、今までに県費を使ってトップセールスとかやってやりましたよね。知事が行ったのが去年ですか、そういうときにも、果実輸出促進協議会は絡んでいるんですか。

齋藤果樹食品流通課長

知事のトップセールス、昨年、海外でのトップセールスについては、台湾でフード台北という、イベントといいますか、輸出促進の取り組みがございました。その取り組みにつきましては、フード台北という食品見本市の中に果実輸出促進協議会がブースを設けまして、そこで販路拡大のセールスプロモーションを実施したということで、果実輸出促進協議会のブースのところへ知事が行ってトップセールスをしたという形になります。

内田委員 今、県内のJA、統合されたからちょっと数は減っていると思っただけけれども、そういう中で、これは笛吹の管内だと思っただけけれども、実際に桃が輸出されたのは、私の記憶だと、おとしだったような気がするんだけど、私も実際、共選所みたいのところへ行って、台湾の人と思われる人たちが何人か来て、1回箱詰めをした桃を出して、取っ手のところをはけみたいのもので掃

除をして、要するにシンクイムシといったものの卵がついてないとか、あるいは虫がついてないかという検査をして、さらに詰め直してテープで密閉して、それを、多分、輸出というか、向こうへ持っていくという形にしたと思うんだけど、ところが、その後、たしかシンクイムシと何か桃の中に入っていて一時中断されましたよね。そういう中で、知事がトップセールスに動いて2年ぐらいになるわけです。非常に桃の将来が明るいという部分が新聞の文字なんかでは躍るわけです。トップセールスで中国だ、それ台湾だ、韓国だ、東南アジアだ、香港だと。だけど、全くそういうものが見えない。言葉としては新聞に載っかってくるんですよ。あるいは山梨県政の何とかだよりというのを見れば、知事のトップセールスなんて出てくるんだけど、一体いつになったら実際に桃を生産している人たちに、自分たちにそういうものはね返ってくるのかなという声が非常に強いんです。そういう中で、ことしもまたまたトップセールスということでお金をかけるわけですよ。いつになったら、実際に生産する人たちのところへ、要するに山梨県の一般の人たちがつくる桃が台湾だとか、中国だとか、香港だとかというところへ行って売られて、桃の単価が、例えば1個250円ぐらいになったと。そういうのがいつごろ来ると思っているんですか。だって、トップセールスというからにはそのぐらいの出さなきゃ。

齋藤果樹食品流通課長

海外の輸出に向けてということの中で、昨年から知事のトップセールスは海外も行っております。台湾を中心とした桃の輸出については、台湾の富裕層の人たちが非常に大玉の高い桃を買っていただけということもあって引き合いが非常に強いということから、非常に高値で取引されているということでございますけれども、現実的に、今現状出荷されている状況というのは、市場出荷をされる価格に若干の上乗せがあるという程度の中での取引が中心になっていきます。元来、桃の出荷にかかわっては、7月の中下旬に、海の日あたりを過ぎますと桃の出荷量が非常に多くなっていくということから、例年価格が低迷していくということから、そういう面ではその時期の価格形成のもとになります大玉のいいものが一部そういうところに流れることによって、価格の上昇が見込まれるという部分があります。また、青森のリンゴが海外へ輸出されております。それは、国内の出回り量が非常に多くなっていくと価格が低下してくることから、市場へ流通する1割ぐらいを海外へ輸出することで需給調整を図りながら価格の安定を図っているという、需給調整による価格維持効果というようなことも、輸出の段階では期待されるということで、私どもも、桃の輸出についてもそういう効果を期待する中で取り組んでおります。青森のリンゴは30万トンのうち3万トンぐらいを輸出に向けて需給調整を図っているということを聞きますけれども、本県の場合については、輸出の緒についたばかりというようなことで、量的には少ないんですけれども、そういう可能性の中で輸出の拡大に取り組んでいっております。

内田委員

青森のリンゴは、多分小泉さんの時代だと思うんだけど、向こうで、中国だったと思うんですけども、1個2,000円という金額でもリンゴを買う人がいっぱいいるなんていうことで非常に話題になったんだけど、桃の場合も、1個、例えば、1万円とか1万円まではいかないと思うけれども、そういう金額がもしついたとして、そういうものが実際に、そうでしょう、だって、トップセールスといって、一般の人が期待するのは、トップセールスによって自分たちの所得が上がるんじゃないかということじゃないですか。そ

うすると、例えば7月の下旬だから、浅間白桃みたいな非常にいい品質のものをつくっている人が今70ぐらいだったとしましょう。一生懸命つくっている人がそういう新聞記事を目にして、自分が生きているうちにうちの桃も台湾へ輸出することができるようになるのかなという期待を持つのは当たり前ですよ。我々がいろんなところを回るといつもそれを聞かれるんです。トップセールスと言うけれども、あれ、実際に自分たちのところに落ちてくるのはいつごろになるんですかと聞かれるけど、私にはわかりませんよね、そんなこと。農政部に今聞いたけど明確な答えは返ってこない。だれもわからないということだよ。そういう中でトップセールスと言って躍っているという感じがしてしようがないんだけど、こういうふうにお金をかけてトップセールスをしていくということですね。

（農業振興公社経営改善緊急対策事業費について）

次の質問にいきます。9ページのところで、これは、今まで私も何回も何回も、しきりに言ってきたんだけど、短期貸付、2億2,350万円ですね。今、全国でどのくらいやっているかというのを持ってきたんだけど、土地開発公社で米倉山の造成地にお金をつぎ込んだと。そのうちの、たしか七十何億円ぐらいですかね、それを今度は短期貸付ではなくて欠損の処理にしたと。山梨県が買い上げてということになったんだけど、ことし、やはり84億円ぐらいの短期貸付をするということにこの予算書の中には出ているんですけども、この中でも、これは農業振興公社経営改善緊急対策事業費。これ、緊急と入っているからことしから始めたのかなと思いますよね。これはいつからやっているんですか。

横田農村振興課長 公社の長期保有農地が17年から始まっておりますので、18年度から始めました。

内田委員 ことしで4年目ぐらいですね。これ、いつまで続けていくんですか。

横田農村振興課長 長期保有農地の簿価の抑制を図ることを目的にしておりますので、長期保有農地の説明をします。長期保有農地は17年度当初に17件、13.5ヘクタールぐらいありましたが、今年度末で残りが5件の0.5ヘクタールぐらいになります。ただ、年度で入金か21年度、今年度売却したものが2.6ヘクタールぐらいあるんですけども、その入金が次年度になってしまうということから、来年度も、21年度も2億2,350万円の貸付金を予定しております。

内田委員 借り入れるということだよ。そうすると、来年度になると0.5ヘクタール残しての売ったお金は入ってくるということですね。来年度ということは4月以降ということですよ。

横田農村振興課長 差損を除きまして、売却益と国の補てん金がありますので、それを除いた額の差損は出ますけれども、処理はできるとしております。ただ、差損の残りがおよそ2億円弱ありますので、それは処理をしなければならないと考えております。

内田委員 差損の残りが2億円あるということは、そのくらいの金額をまた平成22年度も短期貸付を受けるということですね。

横田農村振興課長 その処理につきましてはまだ検討しているところでありまして、最終的にどうなるかはちょっとまだわかりません。21年度は短期貸付を行いたいと思っております。

内田委員 これ、議論するとまた長くなるから。ただ、農政部の考えだけを聞きたいんですけれども、こういう歳計現金を使って年度内処理をするという、4月1日に借りて翌年の3月31日に市中銀行から借りて1日分とか2日分利息を払って県に返して、1日たったらまた借りるという制度を今まで利用してきたということに対して、ほかの県の担当部長がこれには出ているんだけれども、どういうふうに思いますか。

横田農村振興課長 18年から今年度まで、来年も続きますけれども、行ってきたところでありまして、この処理はやむを得ないかなとも思っております。

内田委員 やむを得ないということじゃなくて、例えば一般の企業だと、私はあり得ないと思うんです。一般の企業だと、よく粉飾決算だと言われるんだけれども、公認会計士みたいな人もそう言うんだけれども、そういう認識はないんですね。やむを得ないというと、そうだけれどもしょうがないというふうに聞こえるんだけれども、どうですか。

横田農村振興課長 長年やってきたといえますか、18年からやってきたものを、公社も経営努力をしてきている中でやってきておりますのでご了解願いたいと思っております。

（県産農産物販売戦略推進費について）

内田委員 わかりました。農政部を代表して聞いたということにしておきましょう。長年やってきたからやっているんだとね。

それでは、もう一つ、12ページのところ。丸新で県産農産物販売戦略推進費ということで190万円ぐらい盛ってあるんですけれども、先ほど課長の説明だと、国内外へ向けた競争力の強化とブランドの確立を図るため、山梨県の農産物、果樹等の認知度の低いところへそういうものを知らしめる、そういう作戦だということだけれども、具体的にどういうふうに、認知度の低いというのはどういうところを予定しているんですか。

齋藤果樹食品流通課長

首都圏の中ではかなりPR活動も展開してきているということの中で、まだ山梨県ブランドとして認知度が低いと言われているところを重点的に対応していきたいということで、山梨県の果実のシェアが低いところ、九州方面、東北方面を頭に、一応、来年度のところについては重点を、福岡なり、仙台なりというところをターゲットに展開してまいりたいと考えています。

内田委員 これは多分、JAの例えば販売の担当の職員がそれぞれいると思うんです。JAというか、共選所というか。今はJAの数が少なくなっているんだけれども、例えば私の地元だと、南アルプス市の中に共選所が幾つかありますよね。それぞれ販売の担当員がいるんです。そういう中で全国の市場との取引というのは昔からあるわけです。例えば私の地元だと、こんなに近いのに京浜の一番大きい市場との取引があまりないんです。昔から、何十年前から非常に取引があるのが、関西だとか、あるいは名古屋だとか、青森。それから栃木県なんか

とは非常に取引があるんです。そうすると、私は実際に物をつくった立場からいくと、例えばさっき認知度が低いと言ったんだけど、認知度が低いとかということよりも、市場とどういうつながりを持っているかということのほうが重要じゃないかなと私は思っているんです。そうすると、ポイントを握っているのは、やっぱり共選所の販売を担当する人たちなんです。その主任クラスの人が大体自分の判断で決めていくんです。まさに私はそういうことのほうがすごく重要だと思うんだけど、JAの担当者みたいな人たちと詰めた話というのは今までしたことがありますか。例えば私の地元で言うと、南アルプス市の櫛形共選所の販売担当員さんと、市場についての話を、県のサイドでしたことがありますか。

齋藤果樹食品流通課長

市場関係で私どもが見るのは、山梨県の市場占有率のようなところを中心に、参考にしながら見えています。もう一つ、委員が言われたように、販売の戦略というのは、桃の場合なんかで言いますと、共選所単位がそれぞれ市場を指定市場みたいな形の選択をしていきながら、そこを重点的に販売の先として販売をしているという実態が従来からもあります。そういう中では、かなり広域的な合併の中で、販売戦略も、相手市場の選択というものもかなり選別されてきているということがございますので、そういう面では農協の販売担当者の人たちと県の販売戦略室の担当の人たちがタッグを組んでといたしますか、そういう面では現地に行って現地の市場の販売拡大に向けた取り組み、セールス、売り込みを、来年度からはしていきたいということで考えているところでございます。

内田委員

来年度からやっていきたいということはやっていないということだよ。これ、どうしてこんなことを私が言うかといいますと、例えば具体的に県を挙げると、島根県はブドウもつくっているんです。あそこはワインの醸造もやっていますしね。ところが、驚くことに、山梨の巨峰だとか、あるいは我々の地元でつくっているプラム、貴陽だとかが全くないんです。そういう話を去年したら、あるスーパーの関係で、向こうで展開している人たちが全量欲しいと言っています。例えば貴陽についてだったら全量もらいたい。そうすれば、全部島根の中で売りさばきますよと、そういう話までしてくれるんです。そうすると、さっき認知度が低いと言ったでしょう。認知度が低いということを言葉で言えば非常に簡単なんだけど、日本全国、いっぱいあるんですよ。山梨県の巨峰だとか、桃だとか、プラムだとかが行ってないところなんていくらでもあるんです。首都圏だとか、大阪だとかには行っているけれども、実際は行ってないところのほうが多いんです。私はまさに、そういう開拓をするためにこの予算をつけたのかなと思っているんです。だから、来年度から農協の担当者という話なんだけれども、農協の担当者ばかりじゃなくて、いくらでも私は売り先ってあると思うんです。ただ、どこがそういう具体的なお客かというのがわからないということなんですよ。その辺に力を入れるべきだと思うんです。私たちが、例えば島根とか鳥取とかというところへ行ったら一番驚くのは、「山梨のブドウって知っている？」と言うと、甲州ブドウとかという言葉は知っているんだけど、巨峰とか甲斐路とかというところ知らないんです。ということは、食べたことがないということなんです。そういうところはいくらでもあるということなんです。だから、これは戦略みたいなものを練ってあげれば物を売る可能性ってあると思うんです。そういうところへぜひ力を入れてもらいたいんだけど、JAの関係者ばかりじゃなくて、そういう戦略をぜひ練ってもらいたいと思います。

齋藤果樹食品流通課長

今委員が言われたとおり、それぞれの市場の動向みたいなものを把握するというのは非常に大事だということの中で、今回の事業の中にも全国の主要市場でのマーケティングリサーチみたいな形での市場動向を把握するような事業費も盛っていただいたところでございますので、その点で努めてまいりたいと考えています。

望月委員

今の県産農産物販売戦略推進費で、内田委員が言った関連で、ちょっと質問したいんですけども、販路拡大のための、これまでの県内外に向けてどのような取り組みをしてきましたか。

齋藤果樹食品流通課長

果物の関係ですと、山梨県の農畜協という販売促進に向けた団体がございますが、そこと連携をしていながら県産品の販路拡大というような形に努めてまいりました。昨年までといいますか、中ではそういうところと連携をしていながら、知事のトップセールスも国内外で実施させていただきました。昨年は、国内においては京都を中心に行いましたし、国外については台湾でトップセールスを実施いたしましたところでございます。また、山梨の産地イメージを広く全国に知らしめるという取り組みが大事であろうということから、山梨県の桃の宣伝ということで、全国1,000カ所以上の量販店等に、桃のフェアということで試食対面販売をする、全国規模のフェアも開催いたしましたところでございます。また、ブドウについてもブドウフェアということで、全国200カ所ぐらいの量販店の中で、試食対面販売、五感に訴えて山梨の果物のよさを知らしめていったという形で取り進めているところでございます。

望月委員

今、単発にそういうことをやって、今後、今までもそうですけれども、観光部の事業化の問題もあるんですね。それから、商工労働部でもそういうことをおそらくやっていこうと。そういったものの各部の一体感を持った、そして今の果樹、それから農産物等の販売等の状況、どのように連携して取り組んでいるのか、その状況を教えてもらいたい。

齋藤果樹食品流通課長

果実ばかりということではなくて、昨年の台湾におけるフード台北なんかについても、商工労働部と連携してワインと果実という形でのトップセールスも協力してやらせていただきました。また、これから今年度の中では、観光部の人たちとも連携していながら、横浜開港150周年記念博というところのイベントにも農政部、また商工観光も含めて大規模なイベントへの物産フェアみたいな形での対応も考えているところでございます。また、非常に国内外から多くの観光客が集まります中部国際空港ですとか、ことし開港いたします富士山静岡空港などのオープニングイベントというようなところにも、それぞれ観光部、商工労働部と連携していながら、そういうイベントなんかに合わせて宣伝活動、販路拡大の取り組みもして、果樹王国としての山梨ブランドの発信に努めていきたいと考えております。

望月委員

特に、この6月に開港される、静岡県の富士山静岡空港の関係でございますが、私も、前に、一般質問で知事に質問したことがあるんですけども、空港内での、観光部ともタイアップした取り組みの体制というのは、県のほうでは

できているんですか。

齋藤果樹食品流通課長

一応、富士山静岡空港での開港イベントみたいなものとあわせて進めていきたい。ただ、空港における物産販売といいますか、そういうところの部分等については、私どもとしてはまだそこまで踏み切った形での考えは持っておりません。

望月委員

もう6月の開港を目前に控えていますから、そこへの早めの対応というものが不要じゃないかと思うし、県議会でも、静岡県議会との交流の中で、おそらくそういうことも出てくると思うんですけれども、いち早く山梨県でも対応してもらえればと思うんですけれども。

それから、今の問題で、地産地消の農産物を県民にいかに浸透させて学校給食等への利用も奨励していると思うんですけれども、県民に対する取り組みを、今、どのようにしているのか聞きたい。

齋藤果樹食品流通課長

地産地消の取り組みにつきましては、それぞれ、今県内にあります道の駅ですとか、直売所ですとか、そういうところの取り組みに対して施設整備の支援ですとか、また栽培に対する技術指導ですとか、そういう面で県の指導機関と、また支援策という形で、具体的な取り組みとして進めているところでございます。また、それらの運営管理というところにつきましては、私どものほうで運営管理にかかわるセミナー的な部分での勉強会といいますか、研修会等も支援をいたしているところでございます。また、給食への県産農産物の利用というところについては、昨年来、甲府市中央卸売市場と連携させていただきながら、各市町村の教育委員会のほうに、ここ3カ月ぐらいで採れる県産野菜といいますか、農産物の情報等も各関係の市町村の教育委員会のほうに情報として届けながら利活用について検討いただくという形をとっております。

（やまなし企業の農園づくり推進事業費について）

望月委員

次に、5ページでございますが、丸新で、やまなし企業の農園づくり推進事業費、これはおそらく、先ほども説明いただきましたけれども、健康食品、それから建設会社、ほか参加企業があるということでございますが、これについてお聞きしたいんですけれども、先ほどの農業大学校じゃないですけど、立地条件等の問題もありまして、出してはいけないんですけれども、峡南地域あたりは農地の面積規模が非常に狭い。そしてまた、地域的にも山岳地が多くて、こういう企業参入がなかなか困難だという状況の中で、今、全県下でどの程度の企業が、どういう業種が参入しているのか状況を教えてもらいたいと思います。

横田農村振興課長

まず、先ほどの企業参入とは、この企業の農園づくりは若干違いますので、趣旨をまず説明したいと思います。この事業目的ですけれども、農山村では耕作放棄地が増加したり、荒廃したり、過疎化したり、後継者不足があると。一方、企業は社会責任といいますか、環境保全活動とか社会貢献活動、いわゆるCSRとか、農山村へ関心を持つ企業が増大しているということから、その企業と農山村を仲介して共同活動をしていこうというような事業です。県はその仲立ち、山梨県ゆかりの企業などを訪問しまして、こういう土地でこういう活動をやったらどうかというような情報提供をする、あるいは企業向けの説明

会を行う。一方で、山梨県内では地域活動としてそういうことをやっていけるような地域を多くしていこうというようなことから、地域のコーディネーターを育成していこうというような事業です。じゃあ、具体的にどういうところでやっているかという、例えばの話になりますけれども、増穂町の平林では、薬品会社があそこにある棚田の保全をしようということで年2回ほど来て、社員の活動を行っているとか。また、須玉の増富の地域では、お茶の伊藤園とか、三菱地所などの社員が来て、荒廃地をきれいにして農村と融合した活動を行っているというような事例があります。大抵が中山間地域だと思いますけれども、そういう地域を中心に広めていきたいと思っております。

望月委員

企業が各地域へ参入しているということですが、観光部の都市農村交流事業や、また市町村等でも今そういうことを盛んに、町おこし、村おこしの中でやっているんですけれども、そうした市町村等との連携で県はどんなようなことに動いているか教えてもらいたいんですが。

横田農村振興課長

ことしから始めますので、地域等の連携という場面については、市町村とか地域の農業委員会とか、地域活動をやっているNPO法人とかということと連携していかなければなりませんし、その活動掘り起こしについても観光部とか市町村と連携してやっていかなければならないと思っておりますので、そこは、密接に連絡をとり合ってこの事業を成功させたいと思っております。

（農政部の平成21年度予算の評価について）

丹澤委員

21年の当初予算ができて、私もそうでしたが、予算をつくるというのが県庁職員の最大の喜びであり最大の苦しみであったということで、部長さんも21年度予算をようやくここへこういう形で提出できて、ほんとうにお疲れさまでございました。「汽車の窓から手を握り送ってくれた人よりもホームの陰で泣いていた」という歌がありますけれども、いつもいつも厳しいことばかり部長さんに言ったかもしれませんけれども、気持ちはそうではありませんでした。もうこの委員会で部長さんとお会いすることはありませんけれども。実は、私は、この県庁の予算全体を見させていただきまして、事業費から職員給与費、それから公共事業費、交際費、あるいは商工であれば貸付金の繰り出し金、そういうものを差し引きますと、まあまあ純然たる事業費が出てくるんじゃないかということで予算分析をさせていただきました。いろいろ分析の仕方はあるでしょうけれども、これを分析した結果、知事部局の中で1人当たりの事業執行が一番低かったのは出納局であります。これは当然であります。何も事業をしていなくてただ審査をすることが仕事ですから低いのは当然であります。その次に低かったのは知事政策局。これも事業を何もしなくて、ほとんどが口をきいているだけですから、これも当然でありましょう。その次に低かったのが、何と農政部なのであります。どれくらいかといいますと、農政部の事業は194億円のうち、職員給与費がおよそ35億円。事業費は41億円。事業費と職員給与がほぼ同じくらいであります。職員の比率でいきますと、一番多いのは福祉保健部。これは施設を持っているからいたし方ないでありましょう。知事部局の中で給与を払っている一般会計職員3,141人のうち22%。その次に高いのが県土整備部。そして、農政部が15%。476人ということで、3番目に高い状況であります。この41億円のうち約9億円が補助金であります。ということになりますと、30億ちょっとが皆さんの事業費ということになりますと、ほとんど見ていただきますと、ぱっとだれもが見て言うのは、みんな補助金、補助金、補助金と書いてあるわけでありまして、こういうふうな予算を

大変苦労して組まれたんでしょうけれども、部長さんは、ことしの予算はよくできたと思ってここへお出ししていると思うんですけれども。そこで、部長さんは、ことしの予算でここがよかったんだと思うところを幾つでもいいですから挙げてください。

遠藤農政部長

今年度、21年度の予算編成に当たりましては、やはり、やまなし農業ルネサンス大綱に掲げました施策と目標を達成するというところで、今までもご説明いたしました。まず県産農産物の販売の強化ということをして1つの柱としております。これは景気が悪くなりまして、特に本県地産の果物というのは嗜好品でございますから、そうでなくても昨年、桃は出来がよかったのに、出来がよくても単価が下がったというような状況があります。そういう中で国内外の販売を強化していくということでございます。それから、やはり担い手の確保、育成ということを中心としております。どうしても果樹の場合は専門の家族経営体を中心なものですから、今非常に高齢化が進んでおります。今後、10年後、20年後どうなるかという話がある中で、これも今までご説明いたしましたが、多様な担い手、例えば企業、それから優秀な家族経営体を法人化して大規模化するとか、それから集落営農的な取り組みを支援するとか、とにかく多様な担い手を育成して、家族経営体が高齢化・減少する中をカバーしていくと。それが2本目の柱でございます。それとの関連で3番目の柱は、生産基盤の強化でございます。農業も産業の一環ですので、やはり生産基盤をいかに効率化するかということが収益を上げるためにも必要ということであります。さらに、基盤整備を進めまして、大きな軽トラとかスピードプレーヤーとか、そのような機械が入るようになれば、重労働が非常に緩和されますので、さらに集約、規模の拡大も見込めます。そういうことで、担い手の確保、育成とあわせて生産基盤、果樹団地化再編ということを強化しております。その一環といたしまして、担い手を確保して、さらに生産基盤を強化して、それとの関係の中で耕作放棄地も解消していこうということで予算を編成しております。

（農政部の1人当たりの事業執行額について）

丹澤委員

ありがとうございます。部長さんが力を入れたところがよくわかりました。それについて、順次質問させていただきましても、部長さん、もう一つだけお尋ねします。僕が勝手に計算したものですからお手元にはないかもしれませんが、農政部の予算額は、1人当たりの事業執行費が800万円。800万円という額は非常に低い。なぜこう低いと思いますか。

遠藤農政部長

委員のご試算の中で、公共事業費を引いたというお話がございしますが、先ほど言いました果樹園の基盤整備と申しますのは、まさに国の補助金、もしくは県単独公共事業で、公共事業を展開して基盤整備をするという取り組みでございます。したがって、先ほどの委員のご指摘の800万の中には公共事業が入っていないものですから、そのような予算というのもぜひ農政の重要な執行予算としてカウントしていただければと思います。

それから、さらに普及でございますが、普及はまさに給与だけでやっておりまして、現場の普及員は朝から晩まで農家を回って指導するというところでございますので、そういう意味では、いわゆる事業費にあらわれないサービスの提供というものでございますので、それをぜひ勘案していただければ、このような試算で農政部1人当たりの職員の予算額が少ないということをもって農政部職員が働いていないというか、そのようなことはないと考えております。

丹澤委員

いや、僕も働いてないとは思っていない。農政部の職員は頭を使っていると。一生懸命やっていると。それで農家に役立っているんだと。すぐれた農家以上の技術を持っていて一生懸命指導しているというような答えを期待しているのであって。なぜ公共を除いたかといいますと、公共の職員というのは87人で120億円の仕事をしています。これを入れたらおかしくなるということで抜いたわけです。一般農政の人がどれくらい仕事をしているかを見るためにやったわけでありまして。一般農政の人は頭を使って仕事をしているという部長さんからの言葉ですから。

（やまなし農産物ブランド化推進事業費について）

では、頭を使っている農政についてお尋ねをいたします。大勢の方々が多岐にわたって質問していますので、1点に絞ってお話をします。まず、部長さんが販売戦略が一番大事だという話をしましたけれども、農産物のブランド化というものに今回は力を入れてやっていこうということで話がありましたけれども、まず農産物のブランド化というものはどういうものなんでしょうか。

齋藤果樹食品流通課長

山梨ブランドというような形で山梨の産物をPRするというので、私どもとすれば、山梨の果物なり農産物は高品質でいいものだとこのころを消費者の人たちに認知してもらおうということがこれからのブランド化には必要だと考えて対策をつくっていきたいと考えています。

丹澤委員

ブランドをつくる方法ということについて、課長さんはどう考えていますか。

齋藤果樹食品流通課長

できるだけ多くの人に、いかに認知してもらおうかということが、一番肝心のポイントだろうと思っています。その戦略として、1つはトップブランドといいますか、非常に選りすぐりの最高級のものを通しながら、山梨のものを高級イメージにしていく。また、そういう高品質なものを生産する産地ブランドといいますか、産地のそういうネームバリューを通しながら山梨全体の底上げを図っていくという点が、1つではないかと思っています。

もう一つは、山梨というものを広くイメージしてもらおうという意味で、メイド・イン・山梨というものを幅広く消費者の人に知ってもらおうということもブランドづくりとしては非常に重要ではないかということで、幅広く消費者に山梨というものを理解していただく。そういう取り組みを継続していきながら多くの消費者の皆さん方に山梨というものをイメージ、理解してもらって、他の産地との差別化を図っていくという形でブランドというものをつくり上げていく。その2つの方向で山梨のブランド力を強めていきたいと考えているところでございます。

丹澤委員

課長さんがおっしゃるとおり、認知をさせることが一番の大事なことであります。認知をさせる方法というのは僕は2つあると思っているんです。1つは、エルメス、あるいはルイ・ヴィトンのように、いいものを長いことかけてこつこつ、こつこつ広めていく方法。もう一つは、コカコーラのように、でかい銭をかけて世界中に一遍にぱーっと宣伝する方法。まさにこれはマスメディアを使ってやる方法です。山梨県は、認知の方法としてどういうふうな方法でやっていこうとしていますか。

齋藤果樹食品流通課長

今言われたように、産地といいますか、長年築き上げられてきたプライベートブランドといいますか、そういうトップブランドの部分というのは、まさに山梨でいえば春日居の桃、勝沼のブドウというところが、山梨の先陣といいますか、先導的な役割としてトップブランドとしての牽引役としての役割を果たしていただいているとも考えておりますし、また、今私どもが進めているのは、本県の高級といいますか、品質の非常に高いトップブランドであります特選の産物を市場に出すことによって山梨の高級感、イメージというものを浸透させていくとすることができるのではないかと意味合いと、もう一つ、オリジナリティーという部分をPRするという意味合いで、果物ではオリジナル品種の産地化を図りながら市場での評価を高めていくということで、特徴あるものとして山梨ブランドのイメージを図っていくという点と、もう一つは、幅広くというような意味合いであれば、ここ二、三年続けてやっておりますけれども、全国的に量販店なんかでの対面試食販売をしながら山梨の桃はおいしいんだと、五感に訴えるような、消費者に身近な情報として伝えていくということから山梨のイメージを浸透させていくという方法も、1つ大きな効果があるのではないかと思います。あと、委員の言われたとおり、メディアを使ってというところは、知事のトップセールスというようなところで、ニュースですとか、新聞紙上ですとか、そういうところで取り上げられることによって、そういう面では非常に、宣伝効果とすればあまり金をかけなくてもそういうところの効果として期待されて効果が徐々に出てくるのではないかと認識いたしているところでございます。

丹澤委員

わかっているでしょう、そういうことは。この予算で補助金を出して、先ほど内田委員が質問しました。補助金を出して、課長さんのその思いがこの補助先へ伝わっていますか。マスコミを使うのはいいことだと。僕は前回の予算特別委員会でも言いましたけれども、サッポロビールが比内鶏とサッポロビール、比内鶏と明太子とって、サッポロビールが自分の会社の宣伝で産地を宣伝してくれているんですよ。そういうふうになっている。わかっていることを予算にあらわして行動しなければ、頭を使う農政部と、部長さん言ったじゃないですか。わかっているんだったら行動しなきゃだめじゃない。そこが僕はこの予算の問題だと思っているんです。

県の山梨ブランド戦略というのがあります。3つの戦略を立てた。まず1番目、販売拡大戦略、いいものはあるんだと知事は言っているんです。いいものはある。認知度が低い。販売戦略。まずこれをやりましょうと。次に何をするか。山梨県のイメージアップをしましょうと。東京エレクトロンが、東京で、去年、就職の相談会をした。東京エレクトロンへ行きたい。お願いします。ところで、勤務地はどこですか。山梨県。いや、それはちょっと考えさせてください。このイメージの悪さ。これを払拭しなければだめだと言っているわけです。こういうものがちゃんとあるにもかかわらず、戦略がちゃんと書いてあります。戦略どおりの予算をつくりました。幾らですか。2,000万円。補助金を農政部執行で出しますということで、その思いがほんとうに実現できるのかなと。

マスコミを使う。今、桃とかブドウとか有名だと言っていましたね。ここに、「農業ブランドはこうしてつくる」。「ぎょうせい」がつくったものですよ。これ、日本中から百選魚も入っていますよ。百選選んでください。山梨県は入っていないんです。自分では、桃一番、ブドウ一番と言っているけれども、よその県の人たちに「選んでください」と言ったら入っていない。自分たちだけが、

中では、甲州ブドウ一番、桃生産量日本一、桃日本一とか言っているけれども、外の方は山梨県を 福島も出ていますよ。「福島は……」と言っているけれども、福島が出ていて山梨が出ていない。負けちゃっている。

そういうふうに、何かマスコミの使い方が悪いのか、もっと積極的に宣伝をしなきゃいけないのに、補助金を出してやってくださいよと。我々は考えるところであって、補助金を出すところであって、やるのは向こうだという考え方を改めなきゃ。それについてどうなんですか。

齋藤果樹食品流通課長

今、私どもの農畜協（山梨県農畜産物販売強化対策協議会）という団体を通して販売促進活動の展開をいたしております。そういう面では、それぞれ毎年実施いたしております販売戦略、消費宣伝活動についても、それぞれ来年度の課題について反省をしていながら、次年度の販売戦略というものを組み立てていくということの中で、中身として整理をさせていただきながら、より効果的になるような取り組みとして協議をいたしているところでもございますので、そういう面で、予算書の中には、具体的には補助金としてしか載ってこないわけでございますけれども、具体的な取り組みとしてそういう農畜協を通した販売戦略の取り組み、また今年度から新たに私どもの販売戦略室を通した販売促進活動というようなものの組み立てをしていながら、限られた予算の中でございますので、より効果的なPRを進めてまいりたいと考えています。

丹澤委員

マスコミをと、こう来ていますけれども、利用という言葉は語弊がございませうけれども、協力してもらおう。僕はある本で、自分の町のことが1行でも雑誌に出ていたら、あるいは報道してくれたら直ちに行ってお礼をしてこいと言った町長さんがいますよ。ともかく、それくらい気を配って、マスコミはただでやってくれて、なおかつ信用度がある。こっちが自分で売り込むよりもマスコミがやってくれるとなると信用度が増すわけですから、ぜひみんなが、一人一人がそういうマスコミに対して目配せ、気配せをしながらぜひ山梨県のブランドを高めていただきたい。

（果樹王国やまなし輸出戦略事業費について）

それともう一つ。輸出戦略のことで、先ほど内田先生から質問がありましたけれども、今山梨県の輸出で、これは、僕は、財務省の貿易統計を持ってきたんですけども、台湾で平成14年に解禁されて、それからずっと始まってきているわけです。山梨県は平成18年から台湾へ輸出しているということのようですが、お手元に資料がなきゃあれですけど、平成18年、桃が425トン。世界へ輸出というのは425トン。そのうち台湾へ360トン。ほとんど台湾。18年に、山梨県は約半分の209トンが出ていっている。ブドウはなし。平成19年は桃が487トンで、ほとんどが台湾で393トン、うち山梨県が223トンですが、平成20年度の もう既に執行が終わっているから、20年度の輸出の総量ってどれくらいだったんでしょうか。

齋藤果樹食品流通課長

今委員のおっしゃられた中で、桃の台湾向けの輸出につきましては、今年度約173トンが台湾向けの桃として輸出されたところです。

丹澤委員

トップセールスされて鳴り物入りで台湾へ売り込みに行き、そして平成19年が223トン、平成20年が173トンと、逆に減ってしまったわけです。

けれども、これはどういう要因なんですか。

齋藤果樹食品流通課長

台湾向けの輸出量が昨年に比べて174トン近くということになった部分につきましては、内田委員のご指摘のとおり、桃、リンゴ、梨、スモモに寄生いたしますモモシンクイガというものが指定害虫になっているということの中で、モモシンクイガが台湾側で検出されますと、一度目は出荷した県が輸出停止と。二度目は、日本全体の果実の輸出停止となるというペナルティーがございます。例えば2回とも山梨県産が検出されたということになりますと、後に控えますリンゴですとか、そういうものの輸出が停止になってしまうという状況があるということで、非常に厳しい検疫の措置に対応する検査が必要になってくるということでもあります。台湾向けの輸出の桃につきましては、先ほど言われたとおり、国内出荷とは別に、また新たに輸出の選果のラインをつくって一個一個全部検査をするという、非常に手間もかかるし、また虫の食痕というのは非常に小さく見分けづらいということで、選果に非常に労力と時間がかかるという理由で、昨年度は輸出を控えた施設が幾つかあったということと、もう一つは、そういう害虫の発見というところに非常に慎重な対応をしたということから、昨年よりも輸出量が減ったと認識しております。

丹澤委員

それは大変なことであれでしょうけれども、それは体制を確立してやらなきゃならない。しかし、ブドウについては、そういうふうな病気の心配はないと聞いていましたけれども、ブドウの輸出量はどのようなふうな推移をたどっていますか。

齋藤果樹食品流通課長

ブドウにつきましては検疫というものはございません。そういう面で、それぞれ自由に台湾に送れますし、また香港ですとかシンガポールは、輸出品に対する害虫の検疫の障壁はございませんから、輸出につきましては自由に取り扱いができるということでございます。昨年、私どもがブドウの関係でJA関係を通して輸出の状況で確認しているのは、台湾向けに約17トン近くで、今年度に向けて、全体として15トン近くのブドウがJAの系統を通しながら輸出をされているという状況にあります。

丹澤委員

僕が持っている統計調査によりますと、ブドウは平成19年度が80トンと書いてありますけれども、平成20年は17トンですか。

齋藤果樹食品流通課長

ブドウについては、平成20年度については、約15トン弱ということになっております。

丹澤委員

ブドウは検疫がないといって、これはほとんど台湾でしようけれども、19年度は80トンあったやつが15トンとか、だんだん減ってしまって、トップセールスと言っているわけだけれども、その効果が逆にあらわれていないということなんでしょうかね。

齋藤果樹食品流通課長

ブドウの輸出については、台湾へ向けて、桃みたいに出荷の出所がはっきりしているというところがございまして、市場に一たん出荷されたものが輸出

業者を通して自由に輸出されるという状況でございますので、私どもとして山梨県のブドウの出荷量全部を把握できているわけではございません。私どもの出したブドウの中で、その一部が輸出業者によって台湾向け、または香港向けとして輸出されているという状況でございますので、私どもとして正確な数字を把握できていないというのが実態でございますし、今私が言った数字は、J A系列が昨年、ことしという形で向こうからの依頼に基づいて輸出向けに出荷をした数字でございます。

（「市場の買いつけだろう、みんな」との声あり）

丹澤委員

市場の買いつけというのは県じゃなくて勝手に業者がやっているということですか。そうだとしたら、業者がやっているなんておかしいよ、それ。業者がそれでもってやらなきゃ、トップセールスと言っているんだから、それは勝手に青果業者が持って行ってあっちへ行って売っていると。農協も関係ない、県も関係ないと。果樹で、海外へ輸出しているというところが、山梨県には幾つあるんですか。

齋藤果樹食品流通課長

台湾が一番多い。その次が香港です。あと、量は少ないんですけども、タイ、U A E、シンガポール、ロシアといったところに輸出しております。それらに向けてテスト輸出というような形をとっているところでございます。

丹澤委員

山梨県はまだ本格的にそういうところへ出していない。よその県の統計を見ますと、台湾、香港、タイとか、シンガポール、マレーシア、オマーン、アラブ首長国連邦、ロシアというところへ積極的に売り出しているような県があるけれども、山梨県はこの予算にも書いてあるように、まだテスト的にしか、国を通してしか出せないということで、ブランドづくりは海外からの評判がかえって日本国内のものを高めるという目的もあるわけですから、このブランド戦略にしても、輸出戦略にしても、補助金でその事業をやっていますということではなくて、金は補助金で払うんだろうけど、知恵は一生懸命お互いに絞り合って、ぜひ山梨県のブランド力が確立するように部長の力もかりて、広い視野を持っている部長さんですから、ぜひ知恵をお貸しいただければと思います。終わります。

（ワイン産地確立推進事業費について）

保延委員

農の13ページのワイン産地確立推進事業費について、ちょっとお聞きしたいんですが。1番、2番、3番とありますけれども、特に3番の栽培エキスパート育成事業は、具体的にはどういうふうな事業を考えているんですか。

齋藤果樹食品流通課長

ワイン産地の確立推進事業におけます栽培エキスパートの育成事業につきましては、職員が外国の有名なワイン産地に出向きまして、栽培技術の習得をして、本県のワインの高品質化に向けて普及をしていくということを目的に、1月からフランスへ派遣いたしまして、一定の語学研修を終えた後、今年度の10月からフランスのボルドー大学へ留学をして、2年間現場でのワインづくりに向けたブドウの栽培技術というものを学んでくるという形で予定いたしているところでございます。

保延委員 結局これは、県の職員がフランスへ留学して栽培技術を学んでくる費用ということですか。

齋藤果樹食品流通課長

今行っておりますのは、果樹試験場の醸造ブドウ栽培科におりました研究員がこの1月からフランスへ渡りまして、一定の語学研修を終えた後、この10月からボルドー大学に留学いたしまして、研修を2年間してまいりますということです。

保延委員

そういうことも必要ではあると思いますけれども、実際、僕もワイン事業を、現実に醸造用ブドウを栽培したりしているんですが、今の山梨県内にそういったものに従事する人が少ないんですよ。そして、生食用に60から70くらいの方が今現実に従事しているわけですが、5年から10年たてばそういう人たちが高齢化しちゃって、現実としてこのままではブドウ栽培者、特に醸造用なんかはいなくなっちゃう。醸造用ブドウの場合は、生食よりずっと単価的にも安いわけですから、栽培者に対していろんな、生産額の単価に対して補助をしてやるとか、そういった、ほんとうに地に足のついた予算を組んでいかなければ、このまま捨てておけば、ほんとうにブドウ栽培自体の技術者とか生産者がいなくなってしまうのが現状です。ですから、確かに1人か2人ヨーロッパへ派遣をしてやるということも必要かもわかりませんが、ぜひもう少し地に足のついた予算措置をしていただいてやっていただきたいと思うわけですが、その辺はどうでしょう。

齋藤果樹食品流通課長

エキスパートの部分はエキスパートの部分として育成していくということも私どもは重要だと考えておりますし、委員の言われるように、醸造用ブドウの確保という面では、今甲州ワインが、非常に評価が高くなってきているという面からも、甲州ブドウのワイン原料としての確保は非常に重要だと認識いたしております。そういう面で、昨年来ワイン用の甲州ブドウの原料の確保に向けてということで、関係する生産側のJAの皆さん方、またメーカー側の皆さん方と協議をする場を設けながら、今後の需給についての解決策について議論をしていくような会議の設置をさせていただきました。そういう面で、これからの安定的な取引というものについての方向性をその中で議論していきたいと考えております。また、甲州ブドウは非常に物がいいということもありますけれども、欧州系の品種の生産も求められてきているということから、今、果樹試験場を中心に、欧州系原種の優良系統の輸入をして、明野の試験地等を使いながらその栽培実証をしていくということですが、甲州種についても、優良系統の選抜によりウィルスフリー化をしていきながら、ワインメーカーと協力しながら普及をしていきたいということとあわせて、ワインメーカーが自社のワイナリーを拡大したいというところについては、そのご要望に応じた形での基盤整備等の部分についても支援をしていく方向で関係部署と連携をとりながら進めているところでございます。

保延委員

去年なんかもう帰ってきているわけですよ。そういう勉強をしてきた人は、各栽培農家とかワイナリーとかへ、その後どのような活動をしておりますか。

齋藤果樹食品流通課長

私どもの栽培関係の者が19年度にアメリカのカリフォルニアに2名ほど研修に行ってきました。帰ってきた後については、普及員として具体的に栽培現場のほうの指導に当たるといことになっております。そういう面で、県内の若手醸造家の研究会等といろんな関係を持ちながら指導し始めてきているという形になっております。

（果樹王国やまなし輸出戦略事業費等について）

小越委員

先ほどのトップセールスに関連してまずお伺いします。トップセールスとか売り込みの話が各所に散らばっているんですけども、来年度予算で、トップセールス、販売戦略にかかわる予算は全部で幾らなんでしょうか。

齋藤果樹食品流通課長

農の13ページにもございますけれども、海外の部分へのトップセールス事業費については194万8,000円といったところになっています。あと、国内の部分にかかわってのトップセールスにつきましては、11ページの中ほどにあります2の食のやまなし販売促進支援という形の部分で、ここの農畜産物販売強化対策協議会が計画いたしますイベントということにトップセールスとあわせて実施していくということの中で、この中の予算として活用していくということになっています。

ちょっと、今、その数字は、申しわけございません。

小越委員

先ほどの農の13ページを見ますと、私の見方が悪いのかもしれないけれども、果樹王国やまなし輸出戦略事業費が1,794万円ですね。その中の海外トップセールス事業は194万円。でも、全体のマーケティングから輸出の選果何とかを含めると、輸出に向けるための今回の予算というのはこの1,794万円。それと、もう一つどっかにもあったと思うんですけども、先ほどの販売戦略のところも含めると、トップセールスで売るとか、外に向けた販売戦略室の金額もあったと思うんですけども、もうちょっと行くということですか。新たに設けるといって販売戦略室の金額、どこかにありましたよね。外に売り出すための予算というのは全部含めると幾らなのか。そのうち、外国向けの予算は幾らなのかお願いしたいんですけども。

齋藤果樹食品流通課長

戦略室に関わる全体予算という部分ではちょっと整理がされておられませんけれども、一応、全体としての農産物の販売戦略推進というようなことであれば、3,260万円という金額になります。

小越委員

3,260万円のうち、海外トップセールスでいけば194万円ということですね。そのほかにも緊急雇用で選果する人のが入ったりしていますし、農業団体の補助金もありますから、実際には194万プラスアルファが外に向けての金額だと思うんですけども、このトップセールス、二、三年前から横一でやっていますけれども、これだけお金をかけてどのくらいの効果があったのか。どのように分析されているのか、まずお伺いしたいと思います。

齋藤果樹食品流通課長

トップセールスの中での具体的な数字を出せと言われると、ちょっと難しい面がございますけれども。先ほど丹澤委員の話もありましたけれども、そうい

うトップセールスをする中で、具体的に消費者の認知度を上げていくということと、もう一つは、市場関係者、量販店の人たちに山梨の身近な情報を伝えることによって、山梨に対する親近感を持っていただくことで、販売のシェアを拡大していただけるということにつながっていくのではないかと考えていますし、海外のトップセールス等におきましても、果物ばかりじゃなくて、他の産物も含めてトップセールスという形でいくということもございます。また、あわせて、ブランド力を強めていくということからすれば、やはり機会あるごとに、消費宣伝のイベントに対応するとか、継続的に幅広いPR活動というのはしていく必要があると思っています。その中の1つとしてトップセールスもあると考えておりますので、それが幾らの金に換算できるのかということについては、換算するというようなことには至っておりません。

（やまなし農産物ブランド化推進事業費について）

小越委員

輸出に行くのは、だぶついている分を輸出にかえて、全体の桃の価格やブドウの価格を含めて安定させるので市場の開拓だということをおっしゃるんですけども、国内の市場がどうなっているか。先ほどもお話がありましたけれども、山梨の桃は高級イメージだと。そうしますと、全国の消費者から見ますと、高く買えない桃だと。桃って逆に言いますと、もっと幅広く山梨の桃をたくさんの人に知ってもらい、食べてもらい、そういう戦略があってもいいと思うんです。青森のひょうに遭ったリンゴは、全国から、おいしいし、安全だし、安いということで引き合いがあります。山梨はもちろんですけれども、国内に向けての販売戦略というのはどのようにこれからお考えなんでしょうか。

齋藤果樹食品流通課長

これからの消費宣伝といいますか、消費拡大に向けてということの中で、1つは、高級感を表に出していく戦略ということと、もう一つは、広く消費者に山梨県の果実を知っていただく、そういう面ではおいしさという部分を知っていただくようなPR戦略という部分、その両輪で売っていきたいと考えています。そういう面では、先ほども言いましたとおり、1箱1万円も2万円もするような、2キロで1万円もするような高級果実の専門店に、特選農産物みたいな選りすぐりの最高級のものを出して、山梨県の高級感というイメージを浸透してまいりたいと思っておりますし、また、新たに、今注目されておりますスモモの貴陽ですとか、これから出てきますサマーピュート、サマーエンジェルといったオリジナル品種、山梨県にしかないものの独自性を生かしながら、そのブランド戦略というものを生かしていきたいと思っています。もう一つ。幅広く知ってもらいたいということでは、全国の量販店で広く消費者に食べてもらい、見てもらい、知ってもらいたい、五感に訴えるような対面試食販売、全国でここ2年ぐらい続けてやってきましたけれども、1,000店を超える量販店、販売店で、そういう対面試食販売を展開していきながら、広く消費者に山梨のイメージを体感してもらいたいということで進めていきたいと。今年度についても、そういう方向の中で、戦略的には取り組んでまいりたいと考えております。

小越委員

台湾で売ってとか、それをやっていると、外需依存なんですよ。やっぱり内需、山梨県、それから日本の中の消費をどう拡大させるかということをもっと念頭に置かないと。外需依存でやっていると、向こうの富裕層がだめになったときだれが買ってくれるかになりますよね。山梨県はもちろんですけれど

も、日本国内で山梨のおいしい桃やブドウを食べてもらうという、その販売戦略がしっかりないと。今はどちらかというと、外へ、海外輸出だというのが前面に出ているんですけども、そうじゃないと。外需依存じゃなくて内需拡大、消費はこの山梨国内で、という方向を考えてもらいたいと思います。

（農業分野での雇用拡大のための予算について）

もう一つ、違う質問ですけども、農業分野での雇用拡大についてお伺いします。新年度予算では、農業分野での雇用拡大で何人の拡大で、予算は幾ら出ているんでしょうか。

齋藤果樹食品流通課長

農の14ページの緊急雇用対策の部分でありますけれども、これについては台湾向けの輸出選果にかかわる事業ということで、今考えておりますのは、21名を7月、8月に雇用して、輸出専門の選果員という形で考えております。

横田農村振興課長

個々になりますけれども、農村振興課関係のものでは、農の5ページの耕作放棄地再生活用促進事業費の中の3番、丸臨と書いてありますけれども、その事業費で、耕作放棄地の解消に約20ヘクタール、年間で考えております。その新規雇用としては40人を想定しております。

加藤耕地課長

臨時雇用につきましては、耕地課におきましては、農の41ページ、土地改良指導費の中の水土保全強化対策事業費の2番、丸臨でございますが、57万2,000円ということで、雇用としては2人でございます。

（担い手育成確保対策費について）

小越委員

これらは、緊急雇用だと思うので、いずれも6カ月未満。一番最初のところは7、8月2カ月だけですし、先ほどの農村振興課も、40人と言いますけれども、多分6カ月で終わりかと思うんですけども、全部で63人ですね。これ、緊急雇用だけだと思いますので、次のふるさと雇用創出でもっとたくさん出していただきたいと思うんですけども。それで、この雇用が逼迫しているとき、それともう一つは、農業にとってみれば、耕作放棄地がある。それから、担い手不足だと。この3つを上手に連携させるといえるんかなと思うんですけども、新年度の予算で、農の32ページ、担い手育成確保対策費というのは、この金額でよろしいでしょうか。

西島農業技術課長

そこに挙げてあります担い手育成確保対策費が1,028万円でございますが、これらは実際、高校生とか小学生に農業を知ってもらうとか、それから、今、新規就農者の就農支援をしております就農支援センターへの補助金、それと就農定着支援のための247万円。これは農大なんかを卒業した後、まだ自立できない人たちに農家へ研修に行ってもらい、自立できるまでのサポートというのがここにある担い手育成確保対策の事業費でございます。

（やまなし型大規模農業経営等モデル育成事業費について）

小越委員

それで、農の33ページに行きますと、やまなし型大規模農業経営等モデル育成事業費430万とあるんですけども、先ほどから農業参入、企業参入におきまして多様な担い手をとるんですけども、例えばこのやまなし型大規模農業経営等モデル育成事業費、これで先ほどの63人の方、臨時雇用されて6カ月とか2カ月で終わってしまうんですけども、その方々がこの大規模農

業モデル育成事業の担い手の確保というところで農業生産法人へ就職したり、離職者の農業への希望というところの受け皿となる事業なんですか。

西島農業技術課長 先ほども申し上げましたように、この事業は農村での担い手不足の中で、人が減る中では規模を拡大しながら企業的な農業をしていく経営体を育てなきゃいけないので、そういう経営体をモデル的に育てる事業でございます。こういうモデル的な経営体が育った中では、こういう経営体は雇用もしていかなきゃいけないが、今役に立つという話じゃないんですけども、大きくなったときにはこういうところが受け皿になると。そういう経営体を育てていく必要があるということでこのモデル育成事業を来年度から行うということでございます。

小越委員 ということは、先ほどの63人の方や新たに職を失って農業で生活を立てていこうという方々はこの大規模何とかでは救えないというか、即刻はできないということなんですけど、だったら、今農業分野で雇用拡大をというふうに、耕作放棄地と農業の雇用と担い手とちょうどうまくマッチングするいい機会かと思うんですけども、そのように職を失ってしまったけれども、農業で頑張りたいという方はどこに申し込みをすれば、どういう手立てで農業の雇用拡大につながるシステムになっているんでしょうか。

西島農業技術課長 委員ご質問の、急遽職を失ってしまって、政府も派遣労働者が急に職を失ったので何とか雇用を創出しないといけないという緊急雇用のものは、この21年度予算ではなくて、20年度の中で、農業の緊急雇用の200人の雇用創出をするという中で措置をしております。農業関係では50人くらいの雇用ができるようにということで、普及センターがそういう雇用を希望するような企業を回り、今の29法人から、緊急に雇用してもいいですよというように出てきております。現在の中でも、そういう人たちの雇用が実際に始まっております。もう既に7人とか8人くらいになっているんでしょうか。そういう雇用が始まっております。それで、来年度、こういう短期の雇用が終わっても、今、雇用している農業生産法人では、ほとんどが、長い間の人手不足の中で、短期的でいいという人ではなくて、ほんとうに有能な人たちを雇いたいというのが多くて、2カ月が終わっても長期的にやっていきたいと訪れる人たちの面談をしながら今対応しているという状況でございます。仮に2カ月の緊急的な雇用が終わったとしても、その後は、就業支援センターで、こうした情報を、ハローワークと連携して一生懸命あっせんしておりますので、こういうところが、引き続き他の法人への就職をあっせんするとか、そういうふうに農業関係での求人を探している法人の情報を相談者に積極的に提供しながら、できるだけ農業に意欲を持っている人たちがそこに就職できるように、そういう仕事に出会えるようにあっせんをしていくということでございます。

小越委員 1月にやった緊急雇用対策人材育成給付金は2カ月という縛りで、たしか29団体が求人を出しているけれども、6から7くらいの生産団体、農業法人がやっている。上限は1カ月20万円。ただ、2カ月ですので、その後は、その農業生産法人が雇うかどうかはわからないわけですよね。その20万円は県からお金が来ますから大丈夫ですけども、農業生産法人にすると、1年間通してやっている大きなところは毎月毎月給料を払えるかもしれませんが、果樹ですとか、季節的にそこだけ忙しいとなりますと、この冬場も、それから農閑期のときにもお金を出せるかということ、また違う話だと、私は思うん

です。実は、就農支援センターに聞いてみたんです。どのくらい相談があるんですかと。1日何人ですかとお聞きしたら、1日何人というよりも1カ月に何人かでしょうかというお話も聞きました。それで、2月のときに合同面接をベルクラシック甲府でやったんですけれども、林業はやったみたいですが、農業に対する分野の企業説明会はないのでしょうか。

西島農業技術課長 緊急雇用については、農業サイドでも各農業生産法人を東方面、西方面で集めて二度行いましたし、県の農業生産法人協会でも、こうした緊急雇用の説明もさせていただいております。それでまた、農業サイドにはこういう求人があります、こういう制度がありますというのも、県内全部のハローワークにそういう案内を出して啓発をしてきたところであります。

小越委員 具体的にどんな生産法人で、今何人ぐらいの求人があるのでしょうか。

西島農業技術課長 今の時点で66名の求人を確認しております。

小越委員 66人が毎月毎月、給料が20万円ぐらいずつもらえるという仕事なのか、臨時なのか、いわゆるパートなのか、そこはわからないんですけれども、そこがしっかりしないと、農家にとってみれば、この時期はほんとうに猫の手も借りたいくらい人が欲しい。だけど、通年では雇えない。大きい農業生産法人はいいですけれども、そうじゃないところはなかなか全部雇えないと思うんです。

（耕作放棄地等管理事業費について）

それで、もう一つお聞きしたいのは、9ページのところに耕作放棄地等管理事業費400万円とあるんですけれども、耕作放棄地の一時管理を市町村が行うと。これは具体的にどんな事業なんでしょうか。

横田農村振興課長 これは、耕作放棄地が点在している地域とか、農業者の高齢化などによりまして農地の管理や耕作が困難となった農地を、地域が主体となって維持管理して担い手に流動化するというような事業です。これによりまして、耕作放棄地の抑止や優良農地の確保、果樹園地の景観保全を図るというような趣旨であります。それにつきまして、県内の農業協同組合等が設立する農地活用サポートセンターというものの活動に対して初期投資、機械等の整備に要する経費を助成するものであります。

小越委員 耕作放棄地を解消するために、農協がいろんなシステムをつくって、そこで人を雇って耕作放棄地に手を入れる、整備する、あるいはなかなか山つきの農地には高齢者の方は行けないから、そこに農業に行く、農作業の手伝いをする、そういうことも含めると、新たな担い手や就職先が出てくると思うんです。国ではこの農の雇用事業ということで農林水産省が出したところがあるんですけれども、実施総数1,000人で、これにまず1カ月9万7,000円のお金が1年間出るんですよね。こういうものを山梨県としてもつくって、例えば農協さんですとか、市町村とか、生産法人が1年間雇う、そのときにその人の生活保障の金額 1月にやった20万円ですけれども、そういうふうにして担い手もつくり、それから耕作放棄地も管理し、そして雇用も拡大する、こういうふうにはできないのでしょうか。いかがですか。

山本農政総務課長 補足的になりますけれども、小越委員の言う緊急雇用対策の組み立てについ

てご説明したいと思うんですけれども、商工のほうで基金を2月補正で造成しました。基本的には、予算概要の50ページにその内容が載ってございますけれども、ふるさと雇用再生特別基金ということで、46億円を基金造成しまして、21年度予算で18億4,000万ほどです。あと1つは、20億円の基金を造成しまして、これは短期の緊急対策ということで、緊急雇用創出事業臨時特例基金という形で、来年度は8億円の予算枠で、向こう3年間使える基金ということで46億円と20億円で66億円の基金を造成してあります。ふるさと雇用再生特別基金のほうは比較的長期な制度ですから、基本的には1年以上の雇用をできる者ということで、今、全庁的に取りまとめをしております、農政部のほうもまだ、取りまとめた額では2億円を越すような規模になっておりますけれども、採択されるかどうかというのは、今後の商工の担当、あるいは国との協議の中でということなんですけれども、短期のほうの緊急雇用創出事業臨時特例基金のほうにつきましては、課別説明書で、農村振興課の農の5ページ。耕作放棄地整備・景観保全事業費（緊急雇用）6,400何万円と。あと1つが、農の14ページ。果樹食品流通課の一番上にあります丸臨、農産物輸出促進緊急支援事業費（緊急雇用）約1,000万円と。それと、耕地課関係、農の41ページ。中段にあります丸臨の徳島堰水利権更新等基礎調査費。この3件が短期の緊急雇用対策ということで、7,000万円ちょっとの金額になりますけれども、これを21年度予算という形で出させていただきます。個々の事業内容につきましては、各担当課長から課別のときに説明があったとおりでございます。以上です。

小越委員

それは緊急雇用が入っているんですけれども、先ほど、耕作放棄地の400万円と33ページを使って、新たにふるさとのほうで2億円を考えているというのを、今課長さんがおっしゃいましたよね。もしそういうのがあれば教えてもらいたいんですけれども、国がやっているような事業で、1,000人、1カ月9万7,000円。こういうものも検討してもらえないかということなんです。栃木県ではどうやらそれをやるようでして、栃木県では2月から30人を限度に、これも使って9万円を上限に人を雇うと。失業した人を個別の農家が雇うとお金を出すという仕組みがあるんです。この担い手と耕作放棄地と雇用対策をマッチすればかなりのことが農業でできると思うんですけれども、それをぜひ入れてもらいたいんです。その質問なんです。

西島農業技術課長

農業の現場での研修という事業を国の事業と同じようにやったらどうかということでございますけれども、今、国の事業についても1,000人という事業枠がありまして、それについては、全国農業会議と山梨県農業会議のほうで求人を、それぞれ、山梨県の農業会議のほうでも県内の農業法人からの希望を今出しているところなんですけれども、そういった事業についてもこれから検討する必要はあるんじゃないかと考えています。

（耕地課関係の農地費について）

小越委員

ぜひ検討してお願いしたいと思います。

もう一点、今度は耕地課の農地費の関係です。41ページから耕地課の農地総務費があると思うんですけれども、農政部の今年度予算の農地費の割合は全体から見ますと、66%でよろしいでしょうか。

加藤耕地課長

そのとおりだと思います。

小越委員 先ほど丹澤委員からもお話がありましたけれども、農業そのものにかかるお金よりも、農地費、いわゆる公共事業が66%、半分以上がこの農地費にかかっているんですけれども、なぜこんなに多いんですか。

加藤耕地課長 耕地課の公共事業は、国の予算枠の中におきまして、公共事業という枠の中で事業の執行をさせていただいているわけでございます。それは、市町村、県等に非常に有利な制度が使えるからだと、私は思っておりますが、今の小越委員のご質問につきましては、農業の場合は、先ほど部長のほうから話がありましたように、担い手と農地がないと農業は生業として成り立ちませんので、その中の一方であります農地の確保ということが非常に大事な面でございます。農地というのは今のまま残していけばいいというものではございませんで、より効率的に機械が使える、また生産性も上げられるということで、常に整備していく必要があるのではないかとという中において、耕地課のほうでは生産基盤という形の中におきまして圃場整備をしたり、弱い水路の整備をしているということでございます。

小越委員 農業は担い手と農地の整備、基盤整備だと。今までも基盤整備をずっと進めてきて、山梨の農業はよくなったのか。平成19年度の決算が出たので調べてみました。横内県政1年目のときですけれども、農林水産業のうち、林業の部分、水産業を引いて、農業全体、農業費の中の農地費の割合、平成19年度決算、山梨県は全国第5位です。72.4%使っています。平均は64.1%。これは決算のときですから補正予算が含まれてどんどん上がっていくと思うんですけれども、今66%と言いましたけれども、この2年前の決算のときよりも予算段階で既に多いんです。今、基盤整備と担い手だと言ったんですけれども、この基盤整備にかなりお金をかけてきて、なぜ山梨の農業はこんなに金をかけてきたのに、活性化というか、うまくいっていなかったんでしょうか。

加藤耕地課長 農業は、先ほど言いましたように農地、そして担い手。農地というよりは生産基盤、水路関係も入りますが、そういう中におきまして、今、農業は一次産業という分野でございまして、作付をしても、単価をつけていただけるのは二次産業、三次産業へ行くわけございまして、基本的にはその部分の単価的なものが下がっているのが一番大きな要因ではないかと思っておりますけれども。ただ、委員の言われました、では、何もなくていいのかという話になりますと、一例を言いますと、北巨摩地域のほうで水田の圃場整備ということが50年代にもありましたけれども、あれがあることによって北巨摩の田んぼの遊休農地は非常に少ない。そういうことによって、景観も保持しておりますし、そしてまた観光にも大きな寄与をしているということで、私は有意義な事業であると思っております。

小越委員 私は、全然やるな、などとは一言も言っていませんよ。割合がなぜこんなに多いのかということなんです。例えば基盤整備をした、それからきれいになった、そこに何が要るかということ、大企業の企業参入をしてもらいたい、農業生産法人にやってもらいたいという思いがあると思うんですけれども。来年度、肝心の、農業を支える人 先ほどの担い手、新規就農の方々にかけている予算は幾らあるんですか。

西島農業技術課長 先ほど申しあげました1,000万円余が担い手確保対策の予算でございます。

小越委員 やっぱりかけるところの優先順位が違うと思うんです。先ほどのトップセールスのところの販売戦略で3,260万円。担い手と基盤整備と言いながら、担い手は1,028万円です。片や農地整備は、農地費は全予算の66%です。ここは使い方が違うところです。ちなみに、福島県はもっと低いです。61%です。長野県にいたっては51%です。かけるなど言っているんじゃないんです。かけ方の優先順位が違うのではないかと。担い手を育てて、農業をやってもらう、そこに手厚くすることもしないと、基盤整備だけやっても農業をやる人がいなくなったら、耕作放棄地がどんどん増えていってしまうばかりだと思うんです。私は、農業予算に対して、特に耕地課関係の農地整備にこれだけお金をかけるということに対しては反対したいと思います。

あとは使い方を変える。農地整備ももちろん必要ですが、就農対策2,028万円ってあまりにも少な過ぎます。その予算の組みかえをするべきだと思いますので、ここの農政部のところには反対したいと思います。

討論 なし

採決 起立採決により、原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第30号 平成21年度山梨県農業改良資金特別会計補正予算

質疑

丹澤委員 これ、補正のときにも小越委員が聞いたと思いますけれども、もう一度すみません、農業改良資金の貸付状況を、3年ほど前からさかのぼってお聞かせください。

西島農業技術課長 農業改良資金につきましては、ここ3年は貸付実績がございません。それから、就農支援資金につきましては、今年度3件ございます。

丹澤委員 農業改良資金について伺いますけれども、なぜ農業改良資金の貸付金は希望者がいないんですか。

西島農業技術課長 農業改良資金は長い歴史のある資金でありまして、農業後継者、あるいは農業者の新しいチャレンジをバックアップするために無利子で貸し付ける資金がありますが、最近、JAが貸します農業近代化資金とか、あるいは日本政策金融公庫が貸し付けますスーパーL資金が、500万円以上が無利子というふうな有利な条件が出されてきておりまして、それに対しまして農業改良資金につきましては、担い手の創意工夫で高い技術性のある分野、新技術とか加工とか新作物、そういうふうなチャレンジするための資金となりまして、取り組みにはややハードルが高いということになりまして貸付実績が少ないと思われまして。

丹澤委員 3年間、貸付が何もなくても創意工夫をしない。有利な資金が農協から出ている、あるいは国の公庫からも出ているにもかかわらず、これをずっと同じように、条件も変えずに放置しているというのは、皆さんの予算に対する思い入れ、前年度からあるから同じようなことをやっているということにはならないんですか。

西島農業技術課長 資金でございますから、需要がないというのは実績ですけど、急に出てくる場合もございますし、一定の資金枠というのは持っていきやいけないということもございますが、ご指摘の改良資金につきましては、需要も少ないし条件も同じような条件のものが出てきているようなことから、21年度予算については、5,000万円縮小して1億5,000万円としたところであります。それから、そういう就農支援資金なんかにしても、ことしは3名の就農支援資金が借りているわけですけども、全く同じような条件にしているということではなくて、今年度、ことしの1月からですけども、保証人も1人でいいというふうな条件的にも借りやすくする努力はしております。

丹澤委員 ほかのところにもあって、ほかのところで条件が緩和されていたり、有利な条件だから向こうへ行ってしまうという理屈がわかっていながら、こういうものをずうっと3年間も変えずに来ていると。私たち議会というのは予算の提案権というのはないので、修正権はあったって、その修正権というのは、あくまでも本旨を外れない程度の修正権しかないわけですから、ほとんどなきに等しいんですよ。皆さんが工夫をして、これはこうだというふうにしかりと。前のことを見ながら、こんなものがあったって格好ものだと、何の実績も上がってないというものがあたらどんどんカットして行ってやらないと、私たちはせいぜい減額するか、ほんとうに本旨を外れないように修正するかの権限しかないところへ出してきた、予算を否定するなら全面否決するしかない。こういう工夫を皆さんがやらなきゃならない。こんなものは最たるものだと思います。3年間も借りる者がなくて額を減額しました。緊急のときに困るといっても、県では年に4回議会があるわけじゃないですか。これが3年もなくて、ことしまた出てきては困るという程度でやっている。条件をもっと緩和したり、借りやすくしたり、あるいは宣伝をしたりというようなことにして残ってくればいいけれども、特別会計が今までどおりあるからこういう資金を残しておく、そういう考え方じゃなくて、ぜひ創意工夫をしながら、要らないものは勇気を持ってやめるという気持ちでぜひやっていただきたいと思います。

西島農業技術課長 ただいまの委員のご指摘でございますけれども、こういう資金の枠については、そんなにダイナミックに変更はできないと、私は思っております。しかし、需要が減ってきているということ踏まえて、今年度は額を5,000万円減額したところであります。

丹澤委員 ダイナミックに変身できないって、需要がないものをいつまで残したって、こんな、利用がないものじゃしょうがないじゃないですか。それが創意工夫でしょう。

西島農業技術課長 大変、お言葉を返すようであれなんですが、例えばほかの資金もそうなんですけれども、近代化資金も非常に少ない需要の中で来ていて、時に農協の共選所を建てるというような事案がぼーんと出たときに、農協がその裏を借りるようなときには、非常に大きなのが出ますし、それは予測がなかなかできなかったりするものですから、需要を見ながら変動させておくというような、まさに委員ご指摘のとおりだと思いますけれども、私どももそういう中でできるだけの努力をしているというご理解をしていただければと思います。

丹澤委員 誤解してもらっては困るけれども、この資金をやめろと言っているんじゃない

いですよ。借り手がないような資金なら、創意工夫をして、借りられるような、もっと利用しやすいような資金制度に改めたほうがいいと言っているんです。農協でもって急に出てくるって、あんな大きいものを、県が予測もつかないで、そんなもの建てることもないでしょう。それぐらいは察知しなきゃ。県が管理をしながらつくっているものですから。

遠藤農政部長 ただいま委員ご指摘の就農支援資金の貸付の関係でございますが、基本的に資金の枠ということでございまして、従来から余裕を持って設定させていただいているところであります。そういう中で、3年間需要がないということで、実は、先ほどちょっと課長が申しましたが、従来2人保証人が必要というところをこの1月から1人にいたしまして、これだけ景気が悪くなって一次産業のほうにどんどん、ぜひ就農者に来てほしいという状況を踏まえまして要件を緩和し、かつ今後また普及センターのほうで一生懸命これを宣伝いたしまして、どんどん借りて有効に活用してもらおうようにこれから取り組んでいこうと思っておりますので、よろしくご理解方、お願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第24号 山梨県立農業大学校の設置及び管理に関する条例廃止等の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第45号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

質疑

小越委員 国及び県、また市町村の負担割合があると思うんですけれども、それを教えてください。

加藤耕地課長 事業によっていろいろでございますが、基本的には国が50、残りの50を県と市町村が県営事業の場合は折半というのが基本的な形となっております。

小越委員 半分が国で半分が県と市町村の折半ということになりますと、市町村の負担が大きいのではないかなと思うんですけれども、100分の25ということになりますと4分の1ですよ。50を半分ずつしているということになりますけれども、県の割合をもっと引き上げるとか、そういうことはできないんでしょうか。

加藤耕地課長 先ほどお話をいたしましたように、県の負担につきましては、国が50出しているものについては、その残りを折半という形が基本でございますが、この

中で見ていただきますと、10番に書いてございます中山間地域総合整備事業というような事業になりますと、県のほうで30、国が55というような格好で高率になりますので、市町村の負担は15というような格好に軽減をしております。

小越委員

それはそういうのもあるかもしれませんが、例えば市町村ではなくて利用者というか、加入者というか、住民、農家の方が負担するというものもあるのでしょうか。

加藤耕地課長

土地改良事業は基本的には、昔、耕地整理事業という時代から、農家の方々が負担をするということが大きなベースにあったわけですが、土地改良法に変わって以降、農家だけでも非常に負担が重いということが1つと、もう一つは、市町村でも土地開発事業をやったことによって大きな効果を市町村自体が得ているということで、それに対して応分の負担をしていただきたいということでできる規定がございまして、その規定に基づいて県も地元の市町村も負担をしております、事業によりまして、例えば圃場整備みたいな個人的な財産の価値を上げるというものについては個人から負担をとっているところもございますし、とっていないところもございます。

小越委員

もし個人からの負担が滞った場合は、だれが補てんするんですか。

加藤耕地課長

うちの事業の場合は、先ほどちょっとお話ししましたように、前年度の10月から12月にかけて、来年度の工事施工箇所等につきまして、市町村、また地元の方々と打ち合わせをさせていただきまして、それは当然財源構成も含めてですが、そういう中におきまして負担のできる範囲でということで各路線の事業費の補てんをさせていただいています。

小越委員

私が聞いたのは、個人負担もあるということでしたが、その方が払えなかった場合は穴があくわけですね。その穴は市町村が埋めるのか、それとも県が埋めるのかと。

加藤耕地課長

先ほどもお話をいたしましたように、前年度におきまして、事業参加者にお集まりいただいて、皆さんのお話し合いの中で負担できる範囲で事業をしておりますので、基本的にはそういう形はないと考えております。

小越委員

今、この財政難のときに、市町村が4分の1を見るというのがほとんどですよ。そういうところは毎年毎年これを出していくわけで、年によってはこの割合を変えることもできると思うんです。市町村との関係を意見聴取したと言いますが、市町村にしてみれば、ぜひやってもらいたい、でもお金のことは心配という中ではなかなか言い出しにくいことかなと思っています。加入者負担金があるようなところは、もしその加入者が払わない、畑総のところとか、かんがいとか、いろいろあるかもしれませんが、その補てんをするのは市町村になると思うんです。私は、この財政状況のことから見まして、この負担割合ではない、もっと市町村の割合を下げたほうがいいと思いますので、ここは私、反対したいと思います。

討論

なし

採決 起立採決により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

（土地改良事業の負担金について）

内田委員

予算にもたしか関連する気がするんですけども、先ほども畑地関連の話が出ていましたけれども、我々の地元釜無川右岸土地改良というのがあって、これはかなりの年数がたっていますけれども、それから笛吹川のほうに幾つかあると思うんです。笛吹川沿岸土地かんがい事業ですか。我々も利用者といいますか、そういうところへもちろん入っているんですけども、毎年毎年、令書みたいなのが来て、畝反別で、例えば10アール当たり、我々の場合だと、年間の利用料が、多分1万円ぐらいですかね。総会がそれぞれ開かれるんですけども、地元の人たちから、そういうところへ行っての説明がなかなか納得できないというようなことで。私もずっととってあるんですけども、令書の金額自体は全く同じ金額でずっと推移しているんですけども、よく言われるのは、釜無川右岸と峡東のほう、笛吹川と対比するんですけども、金額が全く違うというような話がよく出てくるんです。その辺についてはどういう仕組みで決まってくるのか。それから、この金額は、多分変わらないでずっと来ているような気がするんですけども、その辺について説明ができますか。

加藤耕地課長

今委員、ご指摘の話でございますが、まさに、うちのほうで畑地かんがいを大きくやっておりますのは、委員の地元の釜無川右岸ということで、ここが、山梨県で一番最初に国営事業を導入したところでございます。その後、笛吹の畑地かんがいということで、50年代に始まったわけでございますが、今委員ご指摘の件は2件あると思っておりますが、1つは工事に対する負担金を返す問題。もう一つは、その施設を維持する面での問題。2つの点で、多分、毎年毎年、今まで令書が行く、納入通知書が行くという形だったと思っております。その中におきまして、釜無川右岸につきましては、国営事業の負担金のほうは既に償還が終わっておりますので、今委員ご指摘のように、毎年毎年の維持管理費と。要するに、施設を維持運営するための、改修したりというための軽微な金ということで、負担幾らという形で各農家の方々に納入通知書が行っているんだと思っております。また、笛吹のほうは、現在、工事費の負担金のほうも償還中でございます。国への償還は平成25年までかかります。それは前回、2月補正のときにもお願いしました債務負担行為の中にも入っているわけでございます。国の方へ約8億円前後の金を今お返ししております。そういう中におきましては、笛吹のほうでは、1反当たり六、七万円ですか、返していると思っております。そういう金がございます。それ以外に、委員のところと同じように維持管理費というのがあります。それについては、多分、1反当たり5,000円から6,000円くらいだと思います。ちょっと細かい数字は。そんなような形でございます。その内容については、老朽化が進んでいるほうがどうしても維持管理費は高いんじゃないかなと。ちょっと細かい数字は今持っておりませんので、また、もしあれでしたらご説明にお伺いいたします。

内田委員

わかりました。多分、この維持管理費のことだと思います。笛吹のほうはまだその償還が済んでいないということですから、我々のほうは償還が済んだ状態ということで。では、この維持管理費、よく言われるのが、笛吹川のほうは半分だと言うことです。多分そうだと思う。1万円と5,000円から6,000

0円ぐらいですからね。そうしますと、これは、私も前に総代というんですか、役員みたいのになっただけがあったことがあって、確かその会に出たんですけども、向こうで用意してくれる書類といいますか、決算というか、そういうものを見てもわからないんですよ。どういう仕組みで決まってくるのかというのが全くわからない状態で令書が送られてくるんですよ。そういう意味で、利用する人たちの中に、そういうことは当然ありますよね。笛吹川のほうを利用している人たちに親戚があれば、「利用料どのくらい？」というようなことを聞いて、「5,000円だよ」と言われると、おれたちは1万円払っていて高いなと。そういうことが起こるわけです。それで、もう一つは、長野県にもやっぱりあるわけです。他県にもありますよね。そうすると、3,000円だとか、あるいは静岡へ行くと4,000円だとか、そういうことをよく言われて、一番最初だったからかもしれませんけれども、とにかく釜無川かんがいが一番高いということなんです。そこで、これは県の指導でできるはずですから、総会、あるいは総代会のときに、こういうことでこうなんだと、その辺を明らかにするとか、どうして峡東地区に比べて高いのか、あるいは長野県に比べてどうだとかという説明を、私はするべきだと思うんです。毎年毎年、必ず総代会というのが終わると、私のところにそういう情報が来て、何とかしてほしいということが入ってくるんです。だから、私は、説明責任が、土地改良……、何とか連合会というんですか、そちらにあると思うんです。だから、総代会が開かれるのはいつごろの時期でしたか、ぜひそれをお願いしたいと。私の記憶ですと、多分、ここ十数年ぐらい、この金額は変わらないんです。ずっと同じ金額で来ているんですよ。その辺を、ぜひ指導というのか、それをお願いしたいと思います。

加藤耕地課長

今委員ご指摘の件につきましては、これは多分釜無だけではなくて、ほかのところでもそういう話はあると思いますので、うちのほうも説明責任というものもございますし、また指導する立場にもございますので、そのような格好で指導してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

内田委員

ついでにもう一つ。私がこの役員になったのは、20年近く前のことですけども、その年度年度で役員さんだけが、例えば石和の何とかというホテルへ行って1泊するということをやっていたんです。これはほんとうの話で、私が役員をしていたときがそうだった。そのお金が一体どこから出てくるのか非常に不思議に思ったことがあるんですけども、そんなことも考えると、そういうお金があるのであれば、高いと言われているそれを下げるほうへ向けたほうがいいんじゃないかということを感じたんです。今それをやっているかどうか、私は定かじゃないんですけども、少なくとも私が役員をやっていたときは、役員さんが石和のホテルへ行って宴会をして1泊して帰ってきたということがあったんです。だから、その辺も含めて、ぜひお願いしたいと思います。いいです、答弁は。

（耕作放棄地対策について）

渡辺委員

二、三点伺います。先ほど、農の5、あるいは41ページのところで、耕作放棄地に対する整備というようなことが、臨時雇用を含めていろいろ出ていますけれども、全体で、総額で、耕作放棄地の整備・解消に向けた予算はどのくらいあるんですか。

横田農村振興課長

耕作放棄地対策という格好で、集計といいますか、名前が耕作放棄地対策と

書いてあっても、実際問題、そればかりでやっているわけではない事業もありますので何とも言えませんが、そうですね、すみません、集計したことがないので、ちょっとわかりかねます。

再生促進総合対策事業費で8,650万円程度。あと、耕作放棄地等管理モデル事業で400万円ぐらいだと思います。

そのほかにも、例えば中山間地域の直接支払いだとか、そういうのも関連しておりますけれども、メインになっておりますのは、今言った2点かなと思っております。

渡辺委員 今の6,439万2000円の中に臨時雇用対策の分は入っていないんでしょう？

横田農村振興課長 すみません、入っておりません。臨時雇用対策の関係は入っておりません。それを足さなければなりません。

渡辺委員 耕作放棄地の解消というのは大変大事な問題ですので、県で大体どのくらいかけているかという数字はつかんでいただきたいなと思います。

それと、かつては里山あたりがずっと耕されていたんだけど、今は全く里山は、どこへ行ってもほとんど雑木林とかなっちゃって、実際に耕作放棄地というものの面積を出すのは大変だと思いますけれども、全体の面積をつかむのはきっと大変でしょうから、毎年、どのくらい耕作放棄地を解消しているのかわかりますか。

横田農村振興課長 平成19年度においては、県の関連事業や市町村単独事業、あるいは農地流動化 農地が移動することによりまして、平成19年には約55ヘクタールが解消されていると思っております。また、平成20年度には まだ20年度は続くわけですが、現在までに県の関連事業の推進とか市町村の単独事業、先ほど言いました農地流動化事業によりまして101ヘクタールが解消されていると見込んでおります。

渡辺委員 この丸臨でも6,439万2,000円で約20ヘクタールの解消ができるという数字が出ていますが、そうしたので言いますと、大体、先ほどの数字で合っているかなと思うんですが。解消している農地と実際に増えている農地、これは非常に気になる場所ですけれども、実際にどんどん遊休農地というか、耕作放棄地が広がっているわけですね。その増減ということについてはどうなんでしょうか。差し引き、減っているのか増えているのか。

横田農村振興課長 今年度、市町村において一筆ごとの調査をしております。「農業センサス」の数字では3,400余の面積になっておりますけれども、毎年毎年、その増減をはかっているということはしておりませんので、今年度、市町村を通じまして一筆ごとの調査をしております。現在、集計の作業が3月末までに終わると思っておりますので、その時点では市町村ごとにどのくらいあるということが明らかになって、それ以降は、何年にはどのくらいになっている、何年にはどのくらいになっていると毎年管理していくつもりでおりますので、毎年数字が出てくると思っています。

渡辺委員 数字をつかんでいないのでは、これはまた後でわかったら教えていただきたいと思います。大事なことは、山梨県の食料自給率というようなことを考えた

ときに、耕地面積が増えているのか減っているのか、それをつかまない限り食料自給率のことについてはわからなくなっちゃうわけですよね。その辺で角度を変えて伺いますけれども、自給率向上とかというものは、農政の予算書にどこにも見当たらないような気がしているんですけれども、どこかに出ていますか。

山本農政総務課長 食料自給率の問題につきましては、カロリーベースの我が国の食料自給率が40%と言われておりまして、本県の県レベルの統計があるんですけれども、それによりますと20%ということで、低い理由は、本県の生産量の6割からが果樹で、米等に比べまして5分の1とか6分の1とかのカロリー量しかないというようなことで、どうしても数字は低くなってしまいます。カロリーベースとすればそうですけれども、生産額ベースですとずっと高い数字は維持しているんですけれども、特に予算的にいろんな取り組みをして、国も食料自給率を今後50%まで高めようという計画でありますので、それを受けまして、県でもいろいろな事業で食料自給率のアップということを、例えば地産地消とか、あるいは米粉の利用とか、いろいろな手段を講じてやるように……。まとめた形で食料自給率のための対策費という形の予算はとってございません。

渡辺委員 予算書にないというのはいかなものかと思うところもあるんですけれども。農業は一次産業で、林業とともに日本の国を支えてきた。これは日本に限らず世界もそうなんですが、食料が尊いのは、昔から鎌倉時代の文献なんかを見ますと、お米の尊いそのいわれ、命をつなぐものとして、宝物なんだという考え方の中で尊い米をつくる体制をつくってきた。それがいつの間にか、終戦後のあの食料難のときにずっとどこまでも耕していた風景が、今はもう荒れてきている。その原因はいろいろ、お百姓していたのでは 飯が食べねえや、という、単純なというか、非常に大事な問題でしようけれども、そういうところから発して、今は荒れ放題という状況になってきている。

皆さん方は、農政でこれだけ優秀な人が大変な予算を使って農業振興ということに取り組んでいるわけですから、いろいろご苦労されているということは、先ほどからいろいろな説明を聞いてわかっているんですけれども、今、山梨県の食料自給率が20%と言われてましたよね。これ、単純計算してほかから食料が来ないということは、県民のうち2割だけ生き残れるけれども、あとの80%は死んでいくというか、餓死していく状況だと。その辺はどういうふうにお考えですか。

山本農政総務課長 食料自給率の問題につきましては、先ほど20%の理由は、本県農業の中心が果樹等、いわゆるカロリーの低い農産物が中心だというのが理由ですけれども、国ベースでは、ある意味、食料が非常に重要な位置づけ、食料自給率というのも重要な位置づけですけれども、全国の県ベースでは、例えば新潟とか東北各県は米を中心に、そういうところは食料自給率が100%を超えているわけです。本県、あるいはお隣の静岡あたりも18%というような数字ですけれども、いわゆる近郊農業的なもの、あるいは果樹とか野菜とかが中心のところはどうしても、カロリーベースですと食料自給率は低いと。ですから、それは、各県の、どういう作物をという販売戦略といいますか、農業振興の主軸になる作物が県によって違うと思うんです。そういう意味で、本県の食料自給率をただ上げればいいというものではなくて、本県独自の気候風土とか、あるいは経済的な状況を見ながら取り組んでいく作物というものがあると思います。

先ほど申し忘れましたけれども、補足しますと、2点。1点は、消費の面が

ら食生活が変わってきたら食料自給率が落ちているんですけども、学校等の食育、あるいは地産地消の地元の産品、あるいは米粉の利用というような、消費面での取り組みと、あと一つは、先ほどの耕作放棄地、あるいは水田の裏作の活用とか、あるいは牧畜や何かも自前で、例えば牧草とかで育てますと。結果として輸入品の飼料の減少につながるというようなことで、生産と消費の両面から取り組むということが、結果として食料自給率の向上につながっていくのではないかと。だけど、ただ単に県レベルで数字を競うことは意味がないものだと考えております。

渡辺委員

おっしゃっていることは大体わかるんです。ただ、果樹とかそうしたところに力を入れているから低くてもいいんだという考え方であれば、それはまた違うんじゃないかなと。食料自給率をただ上げればいいんじゃないということを言いましたけれども、食料自給率を上げることは、私はいいいんだと思いますよ。それは地域の力であったり、そこで農業をしている人が増えていくことであったり、農家が増えていくことだから、そうしなければ食料自給率は上がりっこないんです。果樹だけつくっていいかということもそういう問題でもないし、もともと山梨県にはいろいろな作物があった。国中にもいろいろあるでしょうし、郡内には郡内の特徴もあるだろうから、そうした意味ではもう少し、果樹とかばかりじゃなくて、どうもそっちのほうを向いているようですけども、高冷地もあったり、私の住む北麓においては、特に、今、耕作放棄地が、多分、県下で一番増えているのかな、そういうことを見て憂いて申し上げているわけですけども。ほんとうに荒れ果てた、そういう雰囲気土地柄でございます。そこで、また別の、ここで例えば耕作放棄地が年間50ヘクタール、あるいは100ヘクタールが解消されている、そう伺いましたけれども、解消された耕作放棄地の、新しき農地としての活用はどうなんですか、されていますか。

横田農村振興課長

1つは、地域の皆さん方が話し合いをしまして、景観作物を植えている、あるいは担い手となる法人がそこを活用しているという事例もあります。さまざまな事例があります。

渡辺委員

ということは、新たに整備したところは再び耕作放棄地にならないと理解していいのかな。

横田農村振興課長

例えば事業を導入するとき、何年間は永続的にやってくださいということは言っておりますので、耕作放棄地に再度なるようなことはないと思っています。

渡辺委員

大規模に解消した場所とかは、多分、企業の参入だとかそんなこともあるんでしょうけれども、もう一つ別の次元から、農地を耕作していく人たちの生活というものを見たときに、これは農の6ページにあるんですけども、やまなし農業ルネサンス総合支援事業費として5,000万円の予算が計上されているんですが、これが耕作放棄地を解消したところとどういうふうに連動するか、非常にそこは難しいんですけども、ここで聞きたいのは、耕作放棄地は別にして、担い手というところからいきますと、高収益な農業と、ここにうたい文句が出ているわけですね。高収益な農業の実現、そして魅力ある活力に満ちた農村の創造に向けて施設整備をしていく。ここで伺いたいのは、高収益な農業というのを県ではどういうふうに考える、どの辺の収入があれば高収益なのかと。

横田農村振興課長 このやまなし農業ルネサンス総合支援事業は、やまなし農業ルネサンス大綱を推進するために、20年度から設けたものでありまして、事業メニューとしては、販路拡大支援、産地強化支援、高品質化支援、省エネルギー環境保全対策の支援ということで、そういった施設整備に資するものに対して施設整備費を補助していくものでありまして、高品質というものには、例えば桃ならば糖度を上げた品質のものを販売するといったものが考えられると思います。

渡辺委員 高収入という考え方ですが、農業で食べていけなければ新しく農業をする人はいないよね。例えば1人に対してどのくらいの金額があれば高収入と考えているの？

西島農業技術課長 県には認定農業者の制度がございます。その認定農業者というのは、農業で自立できるような経営を目指す人を支援するという制度なんですけれども、その認定農業者が目指す金額というのは、県は方針の中でおおむね1人当たり500万円くらいの収入を目指せる農業というのを考えております。市町村は、それぞれまた市町村の基本構想の中で、地域の実情に合わせてもう少し低いところを設定しているところもありますけれども、そういう基本構想に盛ってあるところが目標とするような経営だと考えております。先ほども申し上げたように、1人当たり500万円というのが目標になります。

渡辺委員 夫婦で働けば1,000万円というような考え方でもいいんですか。

西島農業技術課長 はい。1人当たりですから。それで家族でと。2人で働くから1,000万円というのはなかなか難しいかと思うんですけれども、夫婦で働いて500万円にプラス200万円とかというのが1つの目標になるのかなと思っています。

渡辺委員 ここでやっとさっきの耕作放棄地との結びつきが出てくると思うんですが、耕作放棄地で、例えばこういう制度を利用して、新たに設備投資をするような事例というのはありましたか。解消農地で新しい農業を始めたというのは。

加藤耕地課長 今、委員からお話ございました、担い手が育つという形だと思っておりますが、耕地課のほうですが、農の45ページのところに、予算のときに説明させていただきました企業的農業経営推進支援モデル事業というのを、昨年度からやっております。ことしからでございますので、今、一生懸命整備をしているところでございますが、1つには、北杜市におきまして、3ヘクタールの遊休農地を解消して、そこへ最近はやりの言葉で言いますと、六次産業と。一次産業に加工と販売をつけて六次産業という形で取り組んでいこうという方がおります。

渡辺委員 大変うれしいというか、そういう方がいるということは、1つの光になるのかなと思うんですけれども。今までの農業は、三ちゃん農業だとかいろいろ言われていますけれども、これじゃ食っていけないというような展開というのは...。そうじゃなくて、魅力ある農業を展開していくためには、そういう事例みたいなものも大事だし、これからの農業を救っていくんだと思うんです。それで、お願いしたいことは、遊休農地を解消して、今、課長は、全部、それが活用されているというような答えをいたしましたけれども、私は、それは非常に疑問だと思っているんです。今までつくり手のない農地を解消したから

とって、それをだれがつくっていくかという、そこに、やはり担い手というものをしっかり育成していかないと農地の解消はあり得ない。そうしたら、担い手をどういう形で育成していくかということが、これから非常に重要になってくるんですけれども。毎日、新聞なんかを見ていると、今、団塊の世代の人たちが、農業について非常に意欲的な投書だとかがあったり、頑張っていく、こんな話もありますけれども、非常にいい労働力かなと思うんですが、実感としてどうなんですか。新しい農業参入者の中にそういう人たちがどのくらい入ってきているのか、データがありましたら。

西島農業技術課長 今、農業大学校で、ことしから40人に枠を拡大いたしました農業訓練科には、そういう団塊の世代の人、中途退職されたような人たちが勉強に来ておられて、そういう人の中には、レストラン経営を夢見て夫婦で入ってくるとか、非常に夢を持って入ってきている人たちが結構おります。今、問題の職業訓練科は、去年から40人にしてここまで来たわけですけれども、16年からずっと20人くらいの枠で訓練を行ってきました。過去5年で112人の研修修了者のうち、89人が何らかの形で農業についている。いろいろな方がございまして、今年度は、先日、40人の修了予定者の修了式を行いましたけれども、35名が農業をやりたいということで修了しております。

渡辺委員 多分、団塊の世代の皆さん方は、ほとんどの方が子供のときに農業をした経験がある。そこに違和感もないし、昔、自分のお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんに教わった農業というようなことで、その間、いろんなことをしていたにしても、違和感なく、抵抗なく農業についてこられるということで、1つは当県の戦力になるだろうなという思いもありますので、ここへは少しアプローチをしていただければと思います。

それと、もう一つは、全く農業を知らない子供、例えばキュウリはどこにあるかというと、スーパーのお店へ行けば袋に入っているというような、そのぐらい農業がわからない子供たちが増えているんですけれども、将来の担い手育成の中にも、子供たちに農業体験というか、農業って大事だなというようなことを、これは教育の世界に入っていくんですけれども、学校とか、そうしたところでの取り組みなんていうのは、皆さん方のほうで情報というか、そういうことに関するものはあるんですか。

横田農村振興課長 今、国のほうで、子どもプロジェクトといいまして、小学生を対象にして農業体験をするといった仕組みを構築しております。それは文科省と農林水産省と共同して、子供に農家に泊まらせていただいて、農家・農村を体験してもらおうというような取り組みをしています。一例としましては、道志村などで、我々のサイドからすると、その研修をする施設を整備しているわけですけれども、観光部とか、教育委員会と一緒に、道志村も一緒になって子供にその地域を体験してもらおうというような事業を展開しているところです。これから増えていくのではないかなと思っております。

西島農業技術課長 実は、そういう、小学生なんかにも農業に興味を持ってもらいたいということで、農業大学校では、いわゆる学生の教育ばかりでなく、さっき言いました職業訓練科もやりますし、小・中学生の親子で農業の体験を、ダイコンをまいたり抜いたりというようなことで農業を理解してもらって、将来、農業に興味を持ってもらえるようにという取り組みを、農大でも行っております。

渡辺委員 非常に大事なことだと思います。農山漁村交流事業というようなことで、幾つかの町村がしていると思うんです。子供のときに農業体験をしていただくというのは、少し時間がかかるようですけども、担い手の育成ということからいえば、非常に、私は価値的なことと考えます。最後に伺いますけれども、どのくらいの町村で、農山漁村交流といったことを通しながら、またはほかの事業も含めてですけども、どのくらいの学校、あるいは数の子どもたちが体験しているのか伺いたいと思います。

横田農村振興課長 20年度から始まった事業でありまして、県内では道志村がやっております。また、他県に出ていって交流するという学校については、田富と玉穂だったと思いますけれども、中学生が静岡のほうに行っているということです。まだ緒についたばかりということで、そんなに事例はありません。二、三校だと思っております。

渡辺委員 それでは、最後に要望しておきますけれども、なるべく農業体験の機会をつくって、子供たちに、農業生産の喜びだとか、収穫のうれしさも体験させながら、農業って大事だよということを教えていく。ぜひ、そういう機会をつくっていただくようお願いして終わります。

（農業改良普及員について）

丹澤委員 普及員のことについてお伺いいたします。先ほど、部長さんのほうで農政部は頭を使うんだ、予算じゃないんだということで、農家は普及員の栽培技術と経営ノウハウをほんとうに期待しているわけでありましてけれども、各農政事務所に普及員というのを一たんは集めましたけれども、配分しましたね。どういふふうな配分になっているんでしょうか。

西島農業技術課長 配属ですが、ことしの4月に再構築したときに、いわゆる普及員が配属されているのは農業農村支援課という課でございます。その課に中北では12人、峡東では10人、峡南では9人、富士東部では9人。それから、それぞれ技術普及センターというのが総合農業技術センター、果樹試験場、畜産試験場にございまして、総合農業技術センターには17名、それから果樹試験場には11名、畜産試験場には2名、それから農業技術課に1名ということでございます。

丹澤委員 それは全部普及員ということですか。国の資格を取っている普及員ということですか。

西島農業技術課長 普及活動をしている普及員でございます。

丹澤委員 そうすると、これは全体で何人になるんですか。

西島農業技術課長 71名でございます。

丹澤委員 地域によって作物が違うなどするわけですが、この普及員の人たちというのは、地域の状況を、あるいは実情を十分に把握した上で、普及員の得意とするところというのは何かあるんでしょうか。

西島農業技術課長 普及員にもそれぞれ得意とする分野がございますので、そういう分野は、例えば特用作物とか、米とかがよくわかる方もいますし、花が得意な方もいます

し、果樹が得意な方もいます。そういう、地域のバランスも見ながら、あるいはそれぞれ、特技といいましても、それしかできないということではございませんので、そういう特技を見ながら配置をしているということでございます。

丹澤委員　この普及員の資格というのはどういうふうな選考の仕方をするのでしょうか。

西島農業技術課長　かつては、普及員の資格試験というのを各県で行いまして国から認定をされていましたが、17年の改良助長法の改正後は、今は暫定措置で農業改良普及員ではなくて、今度は普及指導員という資格になって、現場経験を4年以上、あるいは大学院を卒業すると2年以上の現場経験をしてからその資格が取れるというふうに制度が変わってきております。

丹澤委員　そうすると、その資格を取るときに、先ほど言ったように花きを得意とする人もいるでしょうし、果樹の人もいるし、稲作が得意の人もいるでしょうけれども、それはどういうふうにして審査しているんですか。得意の分野だけ、それとも、全体的にバランスよく知識を持っている人が資格を得られるんですか。

西島農業技術課長　昔あった選任試験というのは、専門技術員、それぞれ得意の分野を試験するんですけども、今回はスペシャリストということで、全体の技術を見て資格が与えられるということでございます。

丹澤委員　僕は大変、皆さんの先輩のことを言っちゃいけませんけれども、僕も10年ほど前に私の父から稲作を受けまして、普及所にやってもらうことが一番だと思って普及所の言うとおりにやりました。当時、こしひかりとかを植えて、1反の肥料はこれだけ、窒素はこれだけ、リン酸はこれだけと言われて、そのとおりにまいたら、秋に見事に全部倒れてしまいまして、せっかく500万円もかけて買ったコンバインが役に立たなかったということがあって、近所の人に、おまえ、普及所の言うことをきいていると、とれないぞ。とりたくないんだったら普及所の言うことを聞けと、こう言われました。でも、そのときに1人の所長さんが、丹澤さん、私が教えましょうと。その人は、北都留の普及所の所長をしていましたが、わざわざうちへ来てくれまして、何で、稲作の得意な人が北都留へ行っているんですか。いや、おれは北都留へ異動させられて、段々畑の田んぼのところで米をつくるとかいっても、何の役にも立たないけれども向こうへ行かされて所長をやっている、という人がいまして、その人が教えてくれたら見事にいい稲がとれました。それから地元の人たちは、何かあれば普及所へ行けと言いますけれども、今までは、それぐらい普及員というのは地元で信頼がなかった。でも、その人が来て指導することによって、ああ、この時期にこういうことをするのかと。みんなが普及所の技術の確かさを確かめたわけですけども。今僕は稲の話をしただけけれども、果樹農家なんかへ行くと、まさに自分で生活しなければならないですから、生きるか死ぬかですから、普及所の人たちよりもはるかにその人たちのほうが一生懸命技術を学んでいる。普及員の技術養成、あるいは普及員の養成というのは大事だと思うけれども、今どういうふうにして技術を研さんさせているんですか。

西島農業技術課長　昔のように人数が多かったときと違いまして今は非常に少なくなってきておりまして、そういう意味で、今、新採用で来た普及員は、なかなか私どもが新米でいたときに先輩について回って、OJTでやるような時間的な余裕は少

なくなっております。そういう中でも、試験場での新任者研修とか、あるいは試験場へ配置して、できるだけ栽培技術なり、そうした農業技術を身近で体験するという形で、昔のように農業を小さいときから見ていて農業改良普及員になった人ばかりではありませんので、確かにそういう意味で技術習得の効率は悪くなっているというのは否めませんが、しかし、そうはいつても、そういう中でできるだけ努力をしているところでございます。

丹澤委員

僕は、試験場でやっている栽培技術の確立、あるいは向上というのは、地元の要望を聞いてやってくれれば、ほんとうにみんな、自分では農業をしながら試験をするなんていうことはできないわけですから、それはほんとうにありがたいこと。だから、それはぜひ、よく地元でどういうことをしてもらいたいと思っているのか、そこを聞いて試験場がやっていただく。私が毎年毎年肥料の配分を変えてやるなんていうことはできない。僕は普及所の所長さんが来てくれて、ここの田んぼの肥料はこれがこんなに多いからこんなにやっちゃだめですよ。ちゃんと試験をしてくれて、圃場を見て肥料を配合してくれる。それはやっぱりそういう県の試験研究員じゃなきゃできない。こういうものはこういうふうにつくらなきゃだめということをやちゃんと教えてくれる。そういう技術を確立する意味でも、試験場でぜひ地元の要望にあったような技術を開発してもらいたい。

矢野さん。矢野さんは、長い間普及員として活躍されました。いよいよことしが最後。きょうが最後の委員会だと思うけれども、矢野さんが長い間、地元で普及をしてきて、自分が育ってきた、あるいは育てられた、そういう思いもあるでしょう。普及員の技術を向上させたり、先進的な山梨県の果樹をもっと先導的に県の普及指導員が果たしていくためにどうしたらいいのか、思いの丈をぜひ語ってください。

矢野農政部技監

突然の指名をいただきましてありがとうございます。先ほど来、幾つかお話が出ていましたけれども、本県農業の振興といいますか、維持を図るためには、農地と人と技術だろうと思っています。

農地につきましては、やはり農業生産の基盤でありますので、いかに優良農地を確保し、あるいは耕作放棄地を再生活用しながら生産基盤も図りながら環境を整えるということが1点あると思います。

それから、2つ目は人。農地があっても、それを耕す人がいなければだめですので、先ほど来言っていますように、担い手をいかに確保して育成するか。そのためには新規就農者も必要でありますし、企業の農業参入も必要でありますし、そういった多様な担い手を確保しながら担い手を育てるということ。

それから、農地と人があっても、そこで何をつくり、あるいはどういう品種を植えてどのようにつくるかということがなければ全く意味がないものですので、そこで技術というものが必要になってくる。先ほど委員がご指摘のように、技術というのは生産技術もあれば、販売技術もあれば、幅広い技術があるわけですが、その技術の部分で言えば、例えば生産面では新品種を育成する、あるいは新技術を開発する、そこは試験研究員が担うところではないかなと思っています。それをいかに迅速に農家、地域に普及するかという場面で、そこに普及員が出てくるというような考えだと思っています。そういった意味で、やはり試験研究と普及が一体となって、技術、新しい品種を開発し、あるいは普及していくということが最も大事じゃないかなということで、そういった意味では、普及組織もそういった形で再編されましたし、非常に活動できる体制は整っていると思います。

ただ、しばらくは、先ほどもちょっとご指摘がありましたけれども、昔のように農家の子弟が普及指導員になっているころは、桃がどういうふうになるとか、あるいは稲作はどういうふうにつくかということを感じることがあったわけですが、昨今ですと、そういった人たちはばかりでなくて、全く都会の人たちが新たに普及員につくというようなこともありますので、場合によっては、時間があれば一から十まで手を取り足をとり教えることが必要なんだろうけれども、なかなか時間もないということで、先ほど西島課長がお話ししましたように、できるだけ効率的な研修を重ねながら、地域の人たちが考えていること、あるいは地域の求めていることに少しでも役立つような普及指導員を育てていくということの中で、先輩が身をもって教えるということが大事じゃないかなと思います。そういった意味で、私たちの取り組んでいることが、少しでも後輩、あるいは同僚のために役立ったかどうか分かりませんが、そういった気概の中で今後進めていく必要があると思っております。

（畜産、酪農対策について）

小越委員

2点だけ伺います。1つは畜産のことなんですけれども、乳価がことし3月によろやく10円上がるということを聞いたんですけれども、山梨県内の畜産農家は1年前、大変な状況だったんですけれども、乳価が上がるということで、今後の農業経営はどうなるような見通しでしょうか。

渡辺畜産課長

配合飼料価格が高騰したのが一昨年、もう2年たつわけですけれども、配合飼料価格もそろそろ、完全に2年前とまではいきませんが、下がりを見せています。これは、農家にとってもコストの低減になるし、好条件でございます。委員が言われているような酪農問題に對しましては、昨年の4月に3円上がったけれども、なかなか市場価格が上がって追いつかない。それで今度、この3月から10円、生産者の乳価が上がってございます。それで乗り切った上に、それぞれ販売を強化しながらいけば、一番の底は脱したかなという感じで酪農は推移しております。ただし、まだ畜産農家も、肉用牛とか豚とかありますので、これからいろいろな肉用牛対策とか、国が進める部分をやっていきたいと思っております。

小越委員

乳価が上がったとしても消費が低迷しますと、メーカーとの価格の中ではまた下がるんじゃないかという心配があるのと、飼料は上がるのは少し落ち着きましたけれども、高くとまっちゃっていますよね。前と同じぐらいに安いわけではなく、高どまりをしている中では、その差額のところの価格補てんというのはなかなか高どまり、とまっちゃっていますからできない中でいくと、そんなに課長さんが言うほど見通しが楽観ではないような気がするんですけれども、山梨県内の畜産農家の経営をどのように見ているのでしょうか。

渡辺畜産課長

楽観しているわけではございませんし、まだ様子を見ながらこれから非常に厳しい、高どまりというか、ある程度の部分での高どまりが続くという予測もございまして、これは消費拡大で消費者に価格の理解を願う、価格が上がっても消費が滞らないように、今後いろいろな点で消費拡大を進めていながら価格の理解を得ていただいて、畜産、酪農農家も十分胸を張っていけるような形にしていきたいと思っております。

小越委員

国に対する要望とかいうのは、今、畜産の中では、こんなので、予算になりますと、あまり、販売部門には幾つかあるんですけれども、農家の飼料への対

策とかはそんなにたくさんないと思うんです。国の生産の補てんを含めて、飼料価格の問題も含めて、国にどのような要望を出しているのでしょうか。

渡辺畜産課長

国の制度は、畜産の場合は、畜産酪農対策というのを、畜産審議委員会で検討されておりまして、いろいろなところから要望を出されて、これが政府・自民党の案ということで、予算を待たずに3月5日、来週くらいには決定されるんですけども、その動向を見ながらやっていくと。その中身は、今までやってきた対策に、金額的な補てん、いろいろな対策費が盛られるわけですが、山梨県としても、それぞれ十分活用しながら、今までにも増した自給飼料 自分たちで飼料を自給していく部分を強化しながら酪農家に支援していきたいと思っております。

（選択的減反制について）

小越委員

国に対してしっかり予算の面でもお願いするように、畜産は山梨県の中では農家の比率は少ないかもしれませんが、飼料が高騰しますと、牛、それから肉種も育てることもできないし、売ることも、ほんとうに死活問題になりますので、飼料高騰に対しては、ぜひ国に対して生産の補てんも含めてお願いしたいと思っています。

もう一個、国の政策ですけども、ぜひ部長にお伺いしたいんですけども、今度減反の中で、選択的減反制というのが言われ始めておりますけれども、選択的減反制になりますと、今までの減反とは違って農家が自分で決めて減反すると。もし米価が下がったときには、その減反参加者に一定の交付金を支払うと、農林水産大臣が発言したりしているんですけども、部長としますと、この選択的減反制度についてどのようにお考えでしょうか。

遠藤農政部長

ただいま農林水産省、国のほうで減反政策、生産調整のあり方につきまして抜本的な見直しを検討していると聞いております。それで、いわゆる選択減反制ですけども、これは実は昔からかなり議論されているものでして、要は、私は減反します、と手を挙げた農家に対しまして、その人には減反した分の奨励金、減反に協力した支援をします。減反をしないで米をつくりたい人は、手を挙げないで、減反をした代償のお金はもらわずに米を売って稼ぐということなんですけれども。ただ、これをやりますと、どうしても水田地帯で米をつくった場合、麦をつくった場合、大豆をつくった場合の価格差なんですけれども、やはり米をつくったほうが、その支援をもらってももうかるということが多いものですから、実際上、この選択減反制をやった場合には手を挙げる人が少なくなって、結局米の生産過剰。その後何が起こるかといいますと、米の暴落。これはまさに兼業農家ではなくて、米専業農家ほど影響が出ることになります。そういう中で、実際にどういう生産調整、減反の仕方をすればいいのかということで、今、一部新聞報道では選択減反制を国が決めたみたいな報道もあったんですけども、農水省のほうは、それは選択肢の1つであって、今、十分いろんな人の意見を聞いて考えていると聞いております。私個人の見解といたしましては、今、水田フル活用ということで、例えば米をつくることを前提にして、それを、先ほど議論にありました、米粉で、輸入の小麦、輸入の大豆の代替にする手法とか、それから飼料自給率の向上に資する餌米、もしくはホールクロップサイレージで餌にすると。それは水田を水田として利用するものですから、作業受託形態にしても非常にやりやすいということで、北杜市で、今、そういう取り組みが進んでいるんですけども。私個人の見解として聞かれた場合には、水田フル活用ということをベースにしてやっていったほうが安全で

はないかなという感じは持っております。以上でございます。

小越委員

水田をフル活用していかないと、選択的減反の方でそれを全部やりますと、米が暴落してしまうので、そこは政府の責任としてやっていかなきゃならない。ただ、山梨県の場合は、北杜市のお米が全国で高い評価を得ましたね。これを山梨県に当てはめるとどうなのか。特に北杜市、向こうの米は高く売れますし、消費者からもニーズが高いと。去年、おとしあたりは、水田の面積も山梨全体で減っていますけれども、北巨摩、峡北地域の米に合わせるとどのようになるのでしょうか。

赤池花き農水産課長

委員おっしゃいますように、峡北産こしひかり、4年連続特Aという評価を得ておりまして、新聞紙上でも報道されまして、我々も非常に喜んでるところであります。

今の生産調整との絡みでございますけれども、本県は米を食べるほうが多くて米の輸入県でございます。そうした中で、こんなにすばらしい米があるにもかかわらず生産調整をしなければならないというジレンマがあります。そこで、我々とすれば、生産調整という国の大きな流れの中で、これはやっぱり本県として実施していかなきゃならないだろうと思っています。20年産も生産調整が達成できたところでございます。そうしたことによって農政全体で、国の流れの中で、いろんな補助金も使わなければならないだろうということで、県としても達成しなければならないということで。ですから、我々とすれば、バランスある生産と、一方で生産調整も実施する。しかし、つくるものは、非常においしい、すばらしいものをつくるというのが水田農業の筋でございます。今後とも山梨県としては生産調整を守っていきたいと考えております。

遠藤農政部長

ちょっと補足いたしますが、例えば山梨の場合は、日本一の米をつくっているということで選択減反制、いわゆる米をつくりたい人はつくるような制度が全国にできればいいんじゃないかという議論もあり得るんですけれども、ただ、米の場合、まさに価格形成が非常に難しい作物でございます。今大体60キロ、1俵当たり1万3,000円ぐらいが相場なんですけれども、それを選択減反制にして、例えば1俵60キロ、5,000円下がったときに、上のほうは価格がそのままかと。もしかしたら、下が下がったら、全部そのまま一緒に下がるんじゃないかということもありまして、一概にいい米をつくっているところが選択減反制でもいいという議論にはならないんじゃないかということで、そこはいろいろ議論していかなければ。難しいところがあると思います。

小越委員

私もそこを心配しているんです。全体の米が暴落したときに、あなたがつくりたいと言ったんだからそれは知りませんよと、そういうふうになってしまつたら、農家も所得保障がない限りは個人の責任みたいになってしまいますと、農家の全体の所得保障が成り立たないと思いますので、先ほどお話があった水田フル活用のごときも含めて、でも、峡北はおいしいお米をつくれますので、そこも含めてぜひ農家の生産の価格保障、所得保障を含めた提案をしていかなきゃいけないかなと思っています。以上です。

その他

- ・ 本日は、農政部関係の審査で終了し、明3月6日午前10時から、企業局関係、商工労働部・労働委員会関係及び観光部関係について、引き続き会議を開くこととし、閉会した。

以上

農政商工観光委員長 木村富貴子